



2026 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社アクリート
代表者名 代表取締役社長 株本 幸二
(コード：4395、東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 山本 敏晴
(TEL. 050-5369-3777)

特別調査委員会の調査報告書受領及び公表に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 31 日付公表の「特別調査委員会設置に関するお知らせ」及び 2026 年 8 月 6 日付公表の「(経過開示) 特別調査委員会設置、2026 年 12 月期第 2 四半期決算発表の延期及び半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社と利害関係を有しない外部の弁護士を委員長とし、同様に利害関係を有しない外部の公認会計士及び当社の顧問弁護士を委員とする特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本日、特別調査委員会より調査報告書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

当社は、特別調査委員会より、本日付で調査報告書を受領いたしました。
調査報告書につきましては、その要約版を添付にて掲載しております。

2. 今後の対応について

(1) 2026 年 12 月期半期報告書について

当社は、2026 年 8 月 14 日公表の「2026 年 12 月期半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」にてお知らせしておりましたとおり、延期しております 2026 年 12 月期半期報告書の開示を 2026 年 11 月 13 日までにを行う予定です。なお、会計処理につきましては、調査報告書に基づき当社にて再検証の上、一時会計監査人と協議の上決定する予定です。

(2) 再発防止策について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策につきましては、内容がまとまり次第速やかに開示する予定です。

このたびは、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

以 上

調査報告書（要約版）

（GPU 関連取引の実態及び会計処理等に関する調査）

株式会社アクリート 取締役会 御中

2026 年 9 月 28 日

アクリート特別調査委員会

本要約版は、当委員会が株式会社アクリート取締役会に提出した調査報告書（以下「原報告書」という。）について、①経営者による不正が認定されなかった事案であること、②取引先がいずれも非上場会社又は個人であり、その営業秘密・競争上の利益及び関係者のプライバシーの保護を要すること、③取引先との協業関係が現在も継続していることを踏まえ、取引先その他の第三者に関する事実認定の詳細を要約・抽象化して作成したものである。

本要約版の項目立ては原報告書と同一であり（会社名・個人名は記号化している。）、調査の方法、認定した事実の骨格、会計上の評価、訂正の内容、並びに原因分析及び再発防止策については、原報告書の記載を可能な限り維持している。

原報告書（全文）は、株式会社東京証券取引所、関東財務局及び会計監査人に対して提示されている。

第1	調査の概要	5
1	当委員会の設置に至る経緯	5
2	当委員会の構成及び独立性	5
3	委嘱事項	6
4	調査の方法	6
(1)	客観資料の検討	6
(2)	ヒアリング	7
(3)	現地調査	7
(4)	デジタル・フォレンジック調査	7
(5)	書面照会	7
5	調査結果の要旨	7
6	調査の前提及び限界	8
第2	前提事実	9
1	当社の概要	9
2	関係当事者	9
(1)	X社	9
(2)	Y社	9
(3)	XA社	10
(4)	YA社	10
3	当社側の主要関係者	10
4	会計監査人の変遷	10
5	事業環境	10
第3	本件各取引等の概要	11
1	本件各取引の一覧	11
2	会計処理の概要	12
3	関連事項の位置づけ	12
第4	判明した事実	12
1	本件各取引への参入の経緯（2025年夏頃～同年10月）	12
(1)	参入の背景	12
(2)	社内の検討経過	13
(3)	2025年10月23日の取締役会	13
(4)	設定作業条項の挿入	13
(5)	評価	14
2	2025年取引（2025年①・②）の実行	14
(1)	契約の締結と実行	14
(2)	Y社の仕入元の不開示	14
(3)	評価	15
3	2026年取引（2026年①～⑤）の実行	15
(1)	逆商流取引（2026年①・②）の組成	15
(2)	XA社を仕入先とする取引（2026年③・⑤）	15
(3)	2026年④取引	16
(4)	支払サイトと当社の資金繰り	16
(5)	評価	16
4	目的物の実在性・引渡し・最終需要	16
(1)	現地検品	16
(2)	当委員会による現地調査	16
(3)	最終需要（エンドユーザー）	17
(4)	評価	17

5	設定作業と本件納品書	17
(1)	設定作業の不発生	18
(2)	本件納品書の発行	18
(3)	関係者の認識	18
(4)	評価	18
6	会計処理（総額計上）の決定過程	19
(1)	先行事例：2023 年取引と 2024 年 GPU 案件	19
(2)	本件各取引に関する検討	19
(3)	評価	20
7	前任監査法人の監査対応と辞任の経緯	21
(1)	2025 年 12 月期の期末監査及びその前後における監査の経緯	21
(2)	疑義の提示（2026 年 5 月 10 日～13 日）	22
(3)	協議の経過と辞任決議（2026 年 5 月 18 日～28 日）	23
(4)	辞任決議の留保から辞任通知まで（2026 年 5 月 29 日～6 月 8 日）	24
(5)	評価	25
8	関係者の認識	26
(1)	J 社長	26
(2)	K 事業本部長	26
(3)	L 担当課長	27
(4)	M 財務経理部長	27
(5)	R 監査等委員	27
(6)	X 社社長	27
(7)	Y 社社長	27
(8)	Q 監査等委員	27
(9)	P 監査等委員長	28
(10)	小括	28
9	関連事項	28
(1)	先行 GPU 案件（2023 年・2024 年）	28
(2)	Y 社に対する出資	28
(3)	2026 年⑥・⑦取引	29
第 5	法的評価及び不正の有無	30
1	評価の枠組み	30
2	架空循環取引といえず、取引の仮装も認められないこと	30
(1)	目的物の実在性・引渡し・決済	30
(2)	実需・外部資金	31
(3)	本件納品書（事実と異なる証憑）の評価	31
(4)	価格形成	31
(5)	小括	32
3	法的に有効な売買と認められること	32
4	役職員の故意・不正の意図は認められないこと	32
5	小括	34
第 6	会計上の評価	34
1	判断の枠組み	34
2	当社が参入するコンテナデータセンター事業の実態	35
(1)	コンテナとサーバー、および運営ノウハウ	35
(2)	パートナー企業	35
(3)	取引価格形成と X 社への還流	36
(4)	契約の結合	36

(5) 小括	36
3 コンテナに対する支配と当社が提供する付加価値	37
(1) 買戻しについての認識	37
(2) 当社提供付加価値への期待と実際	38
4 取引実態を反映する会計処理	38
(1) 本件各取引の経済的実質	38
(2) 金融取引としての具体的な会計処理	39
(3) 「預け金」処理と法的評価との関係（二層構成）	39
5 会計処理の選択について	40
6 三案件の比較（2023 年取引・2024 年 GPU 案件・本件各取引）	40
7 訂正の方向性及び影響（委嘱事項④）	41
第 7 原因分析	41
1 直接原因：新類型取引の会計処理に関する組織的検討の欠如	41
2 直接原因：会計監査人との協議の不十分さ	42
3 背景原因	42
4 会計監査人側の問題	44
5 原因分析の総括	45
第 8 再発防止策の提言	45
第 9 結語	46
別紙 1 本件各取引一覧（商流図付き）	48
別紙 2 時系列表（2025 年 2 月～2026 年 9 月）	49
別紙 3 会計監査人との協議の経緯（時系列）	51
別紙 4 訂正影響試算（金融取引への修正）	53
別紙 5 訂正影響試算（純額処理への修正）	54

第1 調査の概要

1 当委員会の設置に至る経緯

株式会社アクリート（以下「当社」という。）は、SMS（ショートメッセージサービス）配信を主たる事業とする東京証券取引所グロース市場の上場会社である。当社は、2025年10月から2026年4月までの間、通信販売等を主たる事業とする非上場会社（以下「Y社」という。）、コンテナ型データセンターの開発・製造・設置等を行う非上場会社（以下「X社」という。）等との間で、コンテナ型データセンター等を目的物とする合計7件の売買取引（以下「本件各取引」という。）を行い、これらに係る売上合計35億524万円（税抜）を、対価の総額をもって収益として計上した（以下「総額計上」という。）。これに対し、売買差益に相当する部分のみを収益として計上する方法を純額計上という。両者は売上高及び売上原価の計上額を大きく異にする、その差引きである利益に対する影響は限定的である（本件における具体的な影響は、後記第6の7及び別紙4のとおりである。）。なお、このうち公表済みの財務諸表等に反映されているのは、2025年12月期の財務諸表に計上された売上（合計11億8,662万円）及び2026年12月期第1四半期決算短信（2026年5月14日公表）に計上された売上（合計2億4,200万円）であり、その余（2026年12月期第2四半期対応分）は、半期報告書の提出期限の延長に伴い、公表された財務諸表等にはいまだ反映されていない（後記第3の2）。

当社の会計監査人であった監査法人（以下「前任監査法人」という。）は、2026年5月10日以降、本件各取引について循環取引（複数の当事者の間で商品の転売等を繰り返すことにより、取引が存在するかのように仮装し、売上や利益を水増しする不正な会計処理をいう。後記第5の1）を含む不適切な取引である疑いがある旨を指摘し、同年6月3日開催の社員会において監査契約の解除を決議し、同月8日付け内容証明郵便（以下「辞任通知」という。）により当社に通知した。これを受けて、当社監査等委員会の申入れに基づき和田倉門法律事務所による内部調査が実施され、同月25日付け報告書が提出された。同報告書は、本件各取引が架空取引及び売上・利益の水増しを目的とする違法・不適切な循環取引には当たらないと評価する一方、デジタル・フォレンジック調査は時間の制約から実施されておらず、また、会計処理（総額計上の当否）の評価については、その判断に必要な事実関係の整理にとどめるものとしていた。

当社は、2026年7月31日開催の取締役会決議により、独立性を強化した調査体制の下で、デジタル・フォレンジック調査を含む追加調査を行い、本件各取引の実態及び会計処理の評価に関する結論を得ることを目的として、アクリート特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。また、当社は、同日、前任監査法人の後任として一時的会計監査人を選任したが、監査契約の締結に至らなかったため、同年9月9日、別の監査法人を一時的会計監査人として選任した。なお、当社は、金融商品取引法上の半期報告書（提出期限2026年8月14日）について、関東財務局長より2026年11月13日までの提出期限延長の承認を受けている。

2 当委員会の構成及び独立性

当委員会の構成は、以下のとおりである。

地位	氏名	所属
委員長	伊東 祐介（弁護士）	法律事務所 ZeLo
委員	米永 隆司（公認会計士）	ななつぼし監査法人
委員	高田 剛（弁護士）	和田倉門法律事務所

当委員会は、その職務の遂行にあたり、和田倉門法律事務所（弁護士 鄭一志、同 我妻崇明、同 盧麓、同 渡邊隆之）、ななつぼし監査法人（公認会計士 齋藤康晴、同 二見史龍）及び法律事務所 ZeLo（弁護士・公認会計士 高橋翔太郎、公認会計士 成田宗一郎）の各弁護士・公認会計士を調査補助者として使用した。また、デジタル・フォレンジック調査の実施については、株式会社 FRONTEO を起用した。

当委員会は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して設置されたいわゆる第三者委員会ではないが、その趣旨を踏まえ、委員長には当社と利害関係を有しない外部弁護士を選任し、会計の専門的評価は当社と利害関係を有しない公認会計士が担当した。委員である高田剛弁護士の所属する和田倉門法律事務所は、当社と法律顧問契約を有し、内部調査を実施した事務所であるが、当委員会は、内部調査により蓄積された事実関係の把握を調査の効率性の観点から活用しつつ、委員長及び会計委員の独立性並びにデジタル・フォレンジック調査を通じて、調査の客観性を担保することとした。内部調査の結果については、契約書・会計帳簿・メール等の客観資料を基礎資料として活用するにとどめ、事実の認定並びに評価及び結論は、当委員会が独自のヒアリング、現地調査及びデジタル・フォレンジック調査の結果に基づき、改めて検証して判断した。

3 委嘱事項

当委員会に対する委嘱事項は次のとおりである。

- ① 本件各取引の実態（循環取引・架空取引その他不適切な取引の有無を含む。）及び会計処理の適否
- ② Y 社に対する出資と、X 社による固定資産の取得等の関連取引との関連性
- ③ 本件各取引と類似する取引の有無
- ④ 会計処理の訂正を要する場合の訂正の方向性及び影響

本報告書においては、①のうち取引の実態を第4及び第5で、会計処理の適否を第6で、②を第4の9で、③を第4の9及び第6の7で、④を第6の7で、それぞれ扱う。

4 調査の方法

(1) 客観資料の検討

当委員会は、内部調査において収集された資料に加え、当委員会において新たに提出を受けた資料を検討した。検討の対象には、取締役会議事録及び資料、本件各取引に係る各売買契約書、

納品書兼作業完了通知書、出張旅費精算書、関係者間のメール・社内チャット、稟議書、会計帳簿、登記簿・株主名簿、輸入関係証憑等が含まれる。

(2) ヒアリング

当委員会は、2026年8月18日から同年9月18日までの間、関係者9名に対し、延べ14回のヒアリングを実施した。対象者は、当社の代表取締役社長（以下「J 社長」という。）、ソリューション事業本部長（業務委託。以下「K 事業本部長」という。）、担当課長（以下「L 担当課長」という。）、執行役員財務経理部長（以下「M 財務経理部長」という。）、監査等委員3名並びにX社及びY社の各代表取締役社長である（当社関係者の記号は、他の記号との重複を避けたアルファベットの連番であり、氏名のイニシャルではない。）。

(3) 現地調査

当委員会は、2026年8月27日、調査担当者8名により、X社の新潟県内の拠点（以下「新潟拠点」という。）を訪問し、本件各取引等の目的物の現況を個体番号のレベルで確認するとともに、同社の代表取締役社長からヒアリングを実施した。

(4) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、株式会社FRONTEOを起用し、J社長、K事業本部長、L担当課長及びM財務経理部長の4名を対象として、2025年7月1日から2026年6月3日（前任監査法人が監査契約の解除を決定した日）までのメール及び社内チャットのデータを保全し、重複・メールマガジン等を除いた対象データ総数13万7,534件から、99の関連キーワード等による検索・絞り込みにより合計1万4,021件を抽出したうえ、重複するメールスレッドを整理する処理を経た1万2,155件をレビュー対象とし、AIによるスコアリングを併用してレビューを実施した。レビューは、2026年9月28日、レビュー対象とした1万2,155件の全件について完了しており、そのうち重要と判定されたものは388件、関連ありと判定されたものは2,206件である。

(5) 書面照会

当委員会は、前任監査法人に対し、2026年9月7日付け質問状（同月8日到達・回答期限同月18日）により15項目の照会を行い、書面による回答に加えて面談による説明の機会を設ける用意がある旨を伝えた。同法人からは、同月17日付け回答書の提出を受けた。同回答書には監査契約の解除に至る経緯等の説明が記載されていた一方、本件各取引の開始前後に行われた会計処理に関する協議の経過及び2025年12月期の監査において実施した手続等には回答がなかった。また、当委員会は、Y社社長に対し、ヒアリングの際に確認を留保された事項等について書面照会を行い、同月18日、電子メールにより回答書を受領した。

5 調査結果の要旨

(1) 本件各取引は、いずれも実在する取引であり、架空取引又は売上・利益の水増しを目的とする違法・不適切な循環取引には当たらない。目的物であるコンテナ型データセンター等は現

実に存在し、代金の支払及び回収はいずれも履行されており、商流の外部には現実の需要の存在が認められる（第5）。

- (2) 当社の経営陣その他の役職員が、会計処理の誤りを認識しながら意図的に誤った財務諸表を作成したこと、すなわち意図的な粉飾を行ったことを認めるに足りる証拠はない。売上又は利益の水増しの動機は認められず、本件各取引は、取締役会への付議及び社内の稟議手続を通じて公然と実行され、取引の外観に対する疑問は、秘匿されることなく、組織の内部において顕在化され、検証されていた（第5の4）。
- (3) もっとも、本件各取引に係る会計処理には誤りがあり、財務諸表の訂正を要する。当社は本件各取引の目的物に対する支配を獲得しておらず、販売価額の総額を売上高として計上したことは誤りである。本件各取引の経済的実質は、取引先の資金需要に応じて資金を拠出し、期間に応じた対価を得てこれを回収する金融取引と評価すべきものであり、当社が拠出した資金は預け金等の金銭債権として、当社が得た差益は役務提供の対価たる手数料（営業収益）として、それぞれ処理することが相当である。もっとも、当社を売買の当事者としつつ商流の前後当事者間の中間位置での役務提供を行う代理人と位置づけ、差益のみを収益として計上する処理（純額計上）を排除するものではなく、いずれの処理によるかは、当社及び会計監査人において検討されることが相当である（第6）。なお、いずれの処理によっても、この訂正は、売上高及び売上原価の総額計上の取消しを主とするものであって、各取引の差益の総額を変動させるものではないから、未履行の履行義務に対応する部分の計上が留保されることを除き、全期間を通じた営業利益、経常利益及び当期純利益に影響を及ぼすものではない（売上高の訂正額及び各期の損益への影響は処理により異なる。第6の7・別紙4及び別紙5）。
- (4) 上記の誤りは、不正に起因するものではない。本件各取引の契約には、いずれも、当社が目的物の設定作業（キッティング等）を行う旨の条項が置かれ、これを根拠に総額計上を可能とする整理が社内外でされていたが、本件各取引の収益認識は、設定作業の実施の有無のみによって左右されるものではなく、取引の実態に照らせば、そもそも総額計上によることはできなかったものである（第5の2(3)・第6）。この誤った整理が、新たな種類の取引に係る会計処理を組織として検証する仕組みの欠如をはじめとする当社の内部統制上の問題の下で検証されないまま維持されたことが直接の原因となり、これに、会計監査人による2025年12月期の監査において本件各取引の収益認識が論点とされなかったことが重なって、誤った財務諸表の作成・開示に至ったものである（第7）。当委員会は、これらの原因の分析を踏まえ、再発防止のための施策を提言する（第8）。

6 調査の前提及び限界

- (1) 当委員会の調査は任意の協力に基づくものであり、取引先に対して資料の提出を強制する権限を有しない。特に、目的物の最終需要者（エンドユーザー）に関する情報は、データセン

ターの性質上守秘性の高い情報として取り扱われており、顧客リストそのものの提出を受けるには至っていない。

- (2) 口頭又は電話で行われたやり取りは、デジタル・フォレンジック調査によっても再現されず、関係者の供述にはその認識・記憶に依存する部分がある。当委員会は、可能な限り客観資料との整合性により裏付けを行ったうえで、裏付けの程度に応じた認定の強度を明示するよう努めた。
- (3) 前任監査法人に対しては、2026年9月7日付け質問状により15項目の照会を行い、同月18日に回答書を得た。当委員会は、調査の日程上、追加の照会を行わないこととし、監査契約の解除に至る経緯等、同回答書に記載された内容を、前任監査法人に関する事実認定及び評価に反映した。
- (4) 本報告書に記載した訂正の方向性及びその定量的な影響（第6の7・別紙4及び別紙5）は、当委員会が現在までに入手した情報及び合理的と判断した一定の前提に基づく試算であり、税金及び税効果は考慮の対象外としている。実際の訂正額は、当社及び会計監査人による今後の検討の結果、本試算とは異なる可能性がある。

第2 前提事実

1 当社の概要

当社は、2014年5月に設立され、SMS配信サービスを主力事業として展開する上場会社であり、2024年7月、SMS事業の収益成長鈍化予測等を背景に、SMSやLINEメッセージ等のコミュニケーションをより安全なものとするサイバーセキュリティ（耐量子暗号を含む。）や、その基盤となるAI・データセンター・GPU等の領域を扱うソリューション事業を新たな成長領域と位置づけ、ソリューション事業本部を立ち上げた。本件各取引は、同事業本部が手がけた取引である。当社は監査等委員会設置会社であり、本件各取引の当時、監査等委員でない取締役6名及び監査等委員である取締役3名（うち監査等委員長は公認会計士であり、他に弁護士1名を含む。以下、監査等委員長を「P監査等委員長」、他の2名を「Q監査等委員」「R監査等委員」という。）が在任していた。

2 関係当事者

(1) X社

X社は、コンテナ型データセンターの開発・製造・設置を主たる事業とする非上場会社であり、新潟県内に主たる拠点（前記の新潟拠点）を有する（同社の代表取締役を、以下「X社社長」という。）。同社は、取引関係を構築する相手を厳選し、大手・上場企業との協業により事業を展開することを志向しているとされる。

(2) Y社

Y社は、通信販売等を主たる事業とする非上場会社であり、多数の個人顧客データを保有する

とされる（同社の代表取締役社長を、以下「Y 社社長」という。）。2025 年 4 月、Y 社社長を中心とする企業群に属する会社が発行済株式の全部を取得し、同社の経営を承継し、同月、モジュール型データセンターの販売を会社の目的事項に加えている。承継当時、Y 社は債務超過の状態にあったが、その後、複数の第三者割当増資による資金調達を行っている。

(3) XA 社

XA 社は、X 社の資本関連会社であり、X 社社長がその株式の一部を保有することである。X 社との間では、データセンターとなるコンテナの開発・製造・設置を X 社が行い、土地の権利等の保有・運用保証を XA 社が担うとの役割分担がされているとのことである。2026 年③・⑤取引における当社の仕入先である。

(4) YA 社

YA 社は、Y 社社長が代表取締役を務める会社であり、Y 社社長によれば、Y 社社長を中心とする企業群に属し、従業員のいない持株会社的存在であるとのことである。2026 年②取引における当社の販売先である。

3 当社側の主要関係者

本件各取引に関与した当社側の主要関係者は、J 社長、K 事業本部長（業務委託）、L 担当課長及び M 財務経理部長である（前記第 1 の 4 (2)）。K 事業本部長は本件各取引の組成を担い、L 担当課長は稟議・契約事務・検品等の事務を、M 財務経理部長は経理処理及び会計監査人対応を、それぞれ担当した。J 社長は、総合商社を経て、データセンターの保有・売却を含む通信・IT 事業を営む上場会社（当時）の代表取締役社長を務めた経歴を有する。M 財務経理部長は公認会計士であり、事業会社の経理部門及び監査法人系のアドバイザリー会社を経て、2025 年 2 月に当社に入社した。K 事業本部長との業務委託契約の内容（成果報酬の定めを含む。）については、後記第 4 の 8 (2)のとおりである。

4 会計監査人の変遷

当社の会計監査人は、前々任の監査法人（以下「前々任監査法人」という。）から、2024 年 3 月 29 日、前任監査法人に交代した。前任監査法人は、2024 年 12 月期及び 2025 年 12 月期の監査を担当し、2026 年 6 月 8 日付けで辞任した。その後、2026 年 7 月 31 日、一時会計監査人が選任されたが監査契約の条件につき合意に至らず、同年 9 月 9 日、別の監査法人を一時会計監査人として選任し、現在、就任に向けた協議中である。

5 事業環境

2022 年 11 月に米国企業が対話型の生成 AI サービスを公開したことを契機に、生成 AI の開発・利用が世界的に急拡大し、AI の学習・推論に不可欠な GPU 搭載サーバーの需要が急増して、高性能 GPU は世界的な供給不足となった。国内でも、2024 年には米国の手クラウド事業者による対日データセンター投資（公表額の合計で約 4 兆円規模）の表明が相次ぐなど、データセンターの新増設は建設ラッシュと報じられる活況を呈し、本件各取引が行われた 2025 年から 2026

年にかけても、この需要拡大は継続していた。X 社が従来から手掛けてきたコンテナ型データセンターは、短工期での設置や分散配置・増設が容易であるという特性から需要が拡大し、同社の受注も増加していた。同社の取組みは、AI 向け高性能 GPU サーバーに対応したコンテナ型データセンターの先駆的な事例として、2024 年以降、報道等でも繰り返し紹介されていた。他方で、その製造・設置には先行して多額の資金を要するため、事業の拡大に伴い X 社側の資金需要も増大していた。

Y 社は、長年の通信販売事業を通じて培われた個人・中小企業の顧客基盤を有する会社であり、現経営陣による株式取得の後、通信販売事業に代わる収益源として、コンテナ型データセンター関連事業を含む新規事業への転換を進めていた。同社は、X 社から部材を仕入れて自社でセットアップを行い、完成したデータセンターを X 社に販売したり、X 社の有するデータセンターを税制上の即時償却ニーズを有する自社の顧客（投資家）に販売する事業を担い、その拡大を図っていた。

当社においても、SMS 事業における収益成長鈍化予測に加え、SMS や LINE メッセージ等のコミュニケーションをより安全なものとする AI を活用したサイバーセキュリティ分野や、その基盤となる AI データセンターや GPU の分野を始めとするソリューション事業を収益構造改革の柱と位置づけ、その売上構成比を 35%とする目標を掲げていた。また、当社は、2025 年 8 月に提携先の米国セキュリティ技術企業との資本業務提携の基本合意を公表して耐量子暗号分野への本格参入を打ち出していた。そして、本件各取引への参入後の同年 11 月には同社との合弁会社を設立し、2026 年 3 月には取引先らを含む 4 社による業務提携を公表するなど、GPU・データセンター関連の事業領域は、ソリューション事業拡大の主要な方向へと位置づけられるに至っている。

第 3 本件各取引等の概要

1 本件各取引の一覧

本件各取引の概要は、次のとおりである（金額は特記なき限り税抜。各取引は、仕入契約と販売契約の 2 本の売買契約書により構成される。商流を含む詳細は別紙 1 のとおり。）。

区分	商流（仕入→当社→販売）	目的物
2025①	Y 社→当社→X 社	コンテナ（GPU なし）
2025②	Y 社→当社→X 社	GPU 搭載コンテナ
2026①	X 社→当社→Y 社	GPU サーバ入コンテナ
2026②	X 社→当社→YA 社	GPU サーバ入コンテナ
2026③	XA 社→当社→X 社	コンテナ・空調等
2026④	Y 社→当社→X 社	GPU 搭載コンテナ
2026⑤	XA 社→当社→X 社	コンテナ・空調等

各取引とも、当社が仕入先に対して契約締結後早期に仕入代金を支払い、販売先からの回収は約 1 か月から 6 か月後に予定される構造であり、その間の資金を当社が負担し、与信供与を行った。契約所定の回収期日が到来した取引については、いずれも期日どおりに代金が回収されている。

る（2026 年④のみ、当社が X 社から取得した固定資産の購入代金債務との相殺により決済）。当社に生じた粗利は、対仕入額に対する一定割合にとどまり、案件ごとにばらつきがある。

2 会計処理の概要

当社は、本件各取引に係る売上をいずれも総額で計上した。2025 年 12 月期には、2025 年①・②に係る売上合計 11 億 8,662 万円及び売上総利益合計 8,662 万円が財務諸表に計上された（公表済み）。2026 年 12 月期には、2026 年①～⑤に係る売上合計 23 億 1,862 万円及び売上総利益合計 1 億 8,862 万円が会計帳簿に計上された。このうち公表済みの財務諸表等に反映されているのは、第 1 四半期対応分の売上（合計 2 億 4,200 万円）を含む連結売上高を開示した 2026 年 12 月期第 1 四半期決算短信（2026 年 5 月 14 日公表）の限度である。同期に係る半期報告書は提出期限の延長承認を受けており、中間財務諸表の開示には至っていない。

3 関連事項の位置づけ

このほか、当委員会は、本件各取引と区別したうえで、関連する可能性のある取引として、次の各取引を調査の対象とした（いずれも後記第 4 の 9）。

- ① 当社が 2023 年及び 2024 年に行った GPU 関連取引（以下、2024 年の取引を「2024 年 GPU 案件」という。）
- ② Y 社に対する出資（2026 年 3 月・1 億円〔委嘱事項②に対応〕）
- ③ 2026 年 5 月以降に当社がコンテナ型データセンター等を自社の固定資産として取得した取引（以下「2026 年⑥・⑦取引」という。）

第 4 判明した事実

本章では、当委員会が実施したヒアリング、現地調査、追加取得書類及びデジタル・フォレンジック調査により判明した事実を、時系列に従って認定する。各局面の末尾に、当委員会としての評価を付記する。事実の経過の全体は、別紙 2 のとおりである。

1 本件各取引への参入の経緯（2025 年夏頃～同年 10 月）

(1) 参入の背景

K 事業本部長と Y 社社長は、2017 年から 2018 年頃に知り合った旧知の関係にあり、当社子会社と Y 社との間には、K 事業本部長の紹介により開始された取引関係が従前から存在した。当社のソリューション事業本部は、2025 年 9 月頃、K 事業本部長が Y 社社長に新規ビジネスの相談を持ちかけるなどの営業活動を行う中で、Y 社社長から取引への参加の話を持ちかけられたことを契機として、Y 社から仕入れて X 社に販売する商流によるコンテナ型データセンター売買への参加を決めた。参入の動機は、売上の確保に加え、取引口座の開設による将来の協業（GPU 販売、セキュリティソリューションの組込み等）への足がかりであった。この参入は、当社が 2025 年 2 月以降数次にわたり公表していた事業戦略（ソリューション事業の拡大、耐量子暗号セキュリティ分野への本格参入等）の展開とも時期的に整合しており、本件各取引の開始（2025 年 10

月)は、これらの公表の後に位置する。J 社長の供述する事業構想は、事後的な弁明として構築されたものとは認められない。

(2) 社内の検討経過

2025 年 10 月 17 日の社内ミーティングにおいて、コンテナ型データセンター売買にかかる会計処理、すなわち、売買対価の総額を売上に計上するか、差益部分の純額を売上に計上するかが論点に上がった。そして、M 財務経理部長から単に所有権を一旦持つだけでは総額計上の根拠として弱い可能性があり付加価値の提供が望ましい旨の説明がなされ、事業部側から目的物の設定作業（キッティング等。以下「設定作業」という。）を行うと思われる旨の発言があったことを受けて、設定作業の実施を前提に総額計上を行うことが事実上決定された。その際、2024 年 GPU 案件（当社が自ら輸入者となり実作業を担った取引であり、前任監査法人が総額計上を妥当とする検討ドラフトを作成していたもの）が先例として参考とされた。その後、総額計上の根拠が十分に検証されないまま取引が反復・拡大されることとなった。

(3) 2025 年 10 月 23 日の取締役会

2025 年 10 月 23 日の取締役会において、2025 年①取引が付議され、監査等委員から、回収リスクへの対策、納品と所有権移転のタイミング、仕入元（メーカー）の確認等について質疑・指摘がなされた。J 社長は、仕入元の情報等を確認して報告すると述べたが、その後の確認・報告は実行されなかった。議案は、債権回収リスク対策の実現を努力目標とすることをもって全員異議なく承認された。

(4) 設定作業条項の挿入

取引の相手方から当初提示された契約書ドラフトには、当社が設定作業を行う旨の定めは置かれていなかったが、同取締役会における監査等委員の指摘（所有権移転時期の明確化等）への対応として、設定作業の完了をもって所有権が移転する旨の条項が挿入された。後記のとおり、結果的には、一連の取引において当社が設定作業を行うことはなかったが、フォレンジック調査により得られた社内の協議経過及び契約書のドラフトの修正過程を踏まえると、少なくとも当初においては、当社側で要員を確保して設定作業を行う前提で、契約書の条項が定められた。なお、J 社長は、当社が担うものとされた設定作業について、提携先の米国セキュリティ技術企業の耐量子暗号ソリューションの導入により代替することを想定していたが、同社側の製品化・量産化の遅れにより導入には至らなかったと述べる。

もっとも、当社側で要員を確保して設定作業を行うというこの前提は、当社が設定作業を行うことにより売上の総額計上が可能となるとの、収益認識に関する誤った理解と表裏のものであった。本件各取引の収益認識は、設定作業の実施の有無のみによって左右されるものではなく、取引の実態に照らせば、そもそも総額計上によることはできなかったものであるが（第 5 の 2 (3)・第 6）、当時、M 財務経理部長はもとより、同部長が相談をしていた会計監査人からも、この誤りが指摘されることはなかった。

(5) 評価

当社の参入は、売上確保と将来の協業への足がかりという事業上の動機に基づくものであり、売上規模の粉飾や特定個人の利得を目的としたことをうかがわせる事情は認められない。他方で、総額計上の可否という会計上の重要論点が、未確定の認識と先例への依拠に加え、会計監査人の担当者との口頭のやり取りで総額計上でよさそうとの感触が得られたことによって事実上決着し、以後その根拠が十分に検証されないまま取引が反復・拡大されたこと、参入の決定から最初の契約の締結までの期間が約 1 か月と短く、当社の検討・審査の体制がこれに追いついていなかったことは否定できない。

2 2025 年取引（2025 年①・②）の実行

(1) 契約の締結と実行

2025 年①・②取引は、いずれも仕入契約と販売契約の締結、仕入代金の支払、新潟拠点における検品を経て、X 社への売上が 2025 年 12 月 31 日付けで計上され、代金は期日どおり全額回収された。また、フォレンジック調査によれば、J 社長は、2025 年 10 月、取引信用保険を取り扱う保険会社に対し、X 社に対する売掛債権への付保を打診し、条件の照会を行っている（提示された条件を踏まえ付保は見送られた。）。回収リスクの手当てが現実検討されていたことは、当社の負担した与信リスクが実体のあるものであったことを示す事情であり、市場で現実提示された信用リスクの対価の水準は、差益の性格の評価（後記第 6 の 4）にも関わる。

(2) Y 社の仕入元の不開示

2025 年の取引にあたり、Y 社は目的物を外部メーカーから X 社を経由して調達していたが、このことは当社側に明示的には伝えられていなかった。K 事業本部長は、IT 業界では仕入先を詮索しない慣行があること等から確認しなかった旨を、L 担当課長は、タイトなスケジュールの中で疑問を抱く余裕がなかった旨を、それぞれ述べる。また、J 社長は、取引に先立ち、K 事業本部長から、コンテナはコンテナ業者から仕入れる予定であるとの報告を受けていた。

当社関係者が Y 社の仕入経路を認識するに至ったのは、2026 年 5 月 21 日から 25 日にかけてのことと認められる。その経過は、次のとおりである。

J 社長は、2026 年 5 月 13 日、前任監査法人と面談し、同監査法人が本件各取引について循環取引の疑義を抱いていると伝えられ、Y 社の仕入元の開示を求められた（その際、J 社長は、K 事業本部長を通じて得た認識に基づき、「Y 社に問い合わせたところ回答できない」と説明した。）。

J 社長は、その面談の翌日である同月 14 日、別の用件で面会した XA 社の代表取締役から、同社が販売するコンテナの調達元が X 社であることを聞き、その旨を社内で共有した。

翌 15 日朝、J 社長は、自らに宛てた電子メールの形で、「XA はどうして販売したのか知らない」「Y 社はどうなっている？」「循環取引とみなされないか？」といった論点を書き留めたうえ、同日午前、社内のオンライン会議を開催した。そして、同日午後、L 担当課長から J 社長に

対し、同月 25 日の Y 社訪問予定に係る出席依頼が送信されている。すなわち、XA 社の販売するコンテナに係る調達経路を把握した一方で、Y 社の調達経路が未解明の論点として残されたことを受けて、その確認のための訪問予定が、同月 15 日の時点で設定されたものと認められる。

その後、同月 21 日に X 社社長から当社担当者に送付されたメール（その内容は後記 7 (2)）及び同月 25 日に J 社長が自ら Y 社社長を訪ねて確認した結果により、当社関係者は、Y 社が目的物を X 社経由で調達していたことを知るに至った。フォレンジック調査によっても、それ以前に当社側関係者が仕入元を把握していたことをうかがわせる記録は認められず、仕入元の秘匿を意図した形跡も認められない。

(3) 評価

2025 年の両取引は、契約・支払・納品・回収がいずれも契約どおりに履行されており、決済実態を伴う実在の取引である。他方、当社は、目的物の調達元を確認しないまま、仕入代金を先行負担する取引を実行しており、商流全体の正確な把握を欠いたまま取引が開始された。

3 2026 年取引（2026 年①～⑤）の実行

(1) 逆商流取引（2026 年①・②）の組成

2026 年に入り、商流の向きが逆となる取引（2026 年①・②。当社が X 社から仕入れて Y 社側に販売するもの）が、K 事業本部長から Y 社社長への提案を端緒として組成され、三者間で仕入先と販売先が一巡する外観が生じた。この商流の反転は、Y 社側においては投資家向け販売（節税商品）の商材の確保という販売目的を背景とし、当社の介在は取引先側の資金需要を背景とするものであって、取引の相手方自身が資金融通としての意義を自認している。J 社長は、商流の反転が外観上の疑念を招き得ることを認識したうえで、契約締結に約 3 か月先立つ 2025 年 11 月中旬には社内チャットで問題意識を共有し、2026 年 1 月 22 日の取締役会でも取引の見え方（循環取引に見えないか）に注意を払う必要がある旨を自ら説明した。また、2026 年 2 月には、契約書の機能が金融仲介のように見えなくもないとして、総額計上の可否を自ら経理部門に確認している。なお、逆商流取引の目的物は、2025 年①・②取引の目的物とは仕様・構成を異にする別個のものであり、このことは、シリアル番号一覧及び当委員会の現地確認によっても裏付けられている（後記 4）。

(2) XA 社を仕入先とする取引（2026 年③・⑤）

XA 社を仕入先とし、X 社を販売先とする取引（2026 年③・⑤）は、X 社側の資金需要を発端として組成された。当社の得る差益は、拠出額に対する一定割合の上乗せとして相手方から提示された。当社から X 社への販売分には「セキュリティシステム一式」（提携先である米国企業の耐量子暗号ソリューション）が付加されたが、提携先企業側の製品化・量産化の遅れもあり、その納品には至っていない。また、仕入代金の支払は、販売代金等の入金を確認した上で実行されていた。また、J 社長は、2026 年⑤取引の承認に際し、取引が資金繰り支援の外観を帯びることへの疑問を社内チャットで自ら明示し、目的物が未使用品であること及び調達元の確認を指示し

ている。

(3) 2026 年④取引

2026 年④取引は、再び Y 社を仕入先、X 社を販売先とする順商流の取引であり、目的物及び取引の仕組み・書類の流れは 2025 年②取引と概ね同様である。

(4) 支払サイトと当社の資金繰り

本件各取引の支払サイト（仕入代金の支払から販売代金の回収までの期間）は、当初の取引では 5～6 か月程度であり、取引先の資金需要に応じて設計・変更されることがあったが、当社は、2026 年 1 月 22 日の取締役会において、最長 3 か月への短縮の意向を示している（この点の評価は後記第 6 の 4）。また、取引規模の拡大に伴い当社自身にも多額の資金需要が生じ、当社は、2026 年 4 月、当座貸越枠の拡大と取引銀行からの 20 億円の借入れ（開示済み）を行った。

(5) 評価

2026 年の各取引も、契約・支払・納品・回収の履行を伴う実在の取引である。ただし、商流が逆向きの取引が発生したことで、三者間で仕入先と販売先が一巡する外観が生じた。逆商流取引については、Y 社側の販売目的（投資家向け商材の確保）を前提としつつ、取引の相手方自身が当社の介在につき資金融通としての意義を自認しており、また、2026 年③・⑤取引も相手方側の資金需要の充足を目的とするものであって、これらの取引における当社の機能は、資金の拠出とその対価の収受にあったことが認められる。

4 目的物の実在性・引渡し・最終需要

(1) 現地検品

当社の担当者は、本件各取引に対応して合計 4 回、新潟拠点に出張して目的物の確認（検品）を行った（出張旅費精算書により客観的に裏付けられる。）。もっとも、2025 年 12 月の検品では、コンテナの一部を開けて確認し他は同様と推認する方法によったほか、いずれの検品においても、シリアル番号の取得・記録や個体を特定し得る状態での写真撮影は行われなかった。後に前任監査法人に提出されたシリアル番号一覧は、X 社社長が同社の管理データから事後的に作成したものである。

(2) 当委員会による現地調査

当委員会は、2026 年 8 月 27 日、X 社新潟拠点を訪問し、シリアル番号一覧（2026 年 5 月 27 日に前任監査法人へ提示済みのもの）に個体番号が掲げられている全ての目的物（コンテナ合計 34 棟）について現地で個体番号を確認したところ、その全てが同一覧の記載と全桁一致し、冷却設備 12 台の製造番号も全桁一致した。同一覧は現地確認の約 3 か月前に既に前任監査法人へ提示されていた資料であり、現地確認に合わせて事後的に作成された資料との照合ではない。また、2026 年④取引の目的物は、2025 年①取引の目的物と塗装色及び個体番号の表示方法を異にしており、取引ごとに目的物が別個であったことが外観上も裏付けられた。他方、現地確認には、

一部の目的物（2026 年③・⑤取引分）を個体レベルの照合の対象とできていないこと等の留意点・制約があり、また、当社の所有を公示する明認方法が講じられていなかったことが確認された（この点は後記 9 (3)）。

(3) 最終需要（エンドユーザー）

最終需要については、①大手事業者への販売・提供（公表された業務提携等により裏付けられる。）、②X 社自身による保有・サービス提供（同社は、自社運営のデータセンターにおいて GPU クラウド、コロケーション・ハウジング等を提供する事業者であり、外部に販売されないコンテナも同社のサービス収益の基盤として利用されるとのことである。）、③税制上の即時償却ニーズを有する投資家への販売という複数の現実の需要経路の存在が認められた。もっとも、個々の取引の目的物がどの最終需要者に販売されたかについては、顧客情報の守秘性を理由に、客観資料による網羅的な確認には至っていない。当委員会は、X 社社長に対し、最終需要の実態に関する資料（顧客との契約書・請求書等）の提出を要請した。これに対し、同社長からは、X 社自身の販売先は投資家ではなく事業者であり、複数の大手事業者への販売・レンタルの実績がある旨の説明があった。

当委員会は、2026 年 9 月 22 日、X 社から、当社が X 社に売却したコンテナのその後の用途に関する説明資料（協業先への売却に係る売買契約書、顧客への貸出しに係る月額利用料の請求書等を含む。相手方名はマスキングされている。）の提出を受けた。同資料の内容は、これらの目的物が協業先への売却、公表されている実証実験への使用、顧客への貸出し等に供されているとする X 社側の説明と整合するが、相手方名がマスキングされているため、その実在性・独立性まで検証したものではない。なお、売却されたものを含め、これらのコンテナは X 社が運用保守を行いながら新潟拠点で使用されているとされ、当委員会の現地確認の結果とも整合する。また、売却・利用開始の時期が納品から数か月後の 2026 年 4 月以降であることは、本件各取引において当社が目的物を保有していた期間にエンドユーザーが未定であったこと、及び X 社から当社への代金支払の時期とも符合する。もっとも、これらの資料は、X 社の販売・レンタルの実績の全体を示すものではない。当委員会としては、これらを上記説明を補強する資料として位置づけるにとどめ、最終需要の存在は、営業資料、報道・公表資料等の客観資料により裏付けられる限度で認定している。

(4) 評価

目的物の実在性は、現地検品、当委員会による現地調査及び各取引の決済実績により認められ、各取引の目的物は仕様・数量を相互に異にし、物理的に同一の物が循環したとは認められない。他方、引渡し時点における個体特定・現物管理の不備は、前任監査法人の疑義を招いた直接の原因であり、内部統制上の問題として後記第 7 で扱う。最終需要への到達については、市場構造としての実需の存在は認められるものの、個別取引ごとの追跡には前記の限界がある。

5 設定作業と本件納品書

(1) 設定作業の不発生

本件各契約書のうち当社が売主となる契約には、いずれも、当社が目的物の引渡し後に設定作業（キッティング等）を行う旨の条項が置かれ、初期の契約（2025 年①・②、2026 年①・②）では設定作業の完了が所有権移転の停止条件とされていた（2026 年③以降の契約では、所有権移転との連結は削除され、期限を定めて設定作業を行う旨の定めに改められた。）。しかし、当社が自ら目的物に対して設定作業を行った事実は認められず、実作業は Y 社又は X 社等が担っていた。また、販売分に付加するものとされた前記「セキュリティシステム一式」も、提携先企業側の製品化・量産化の遅れもあり納品されておらず、当社が目的物に付加するものとされた役務・物品の提供は、いずれの取引においても実現していない（この点は、収益認識の評価（後記第 6）において考慮される。）。

(2) 本件納品書の発行

当社は、本件各取引について、各販売先に対し、「下記の通り作業完了し納品いたしましたので、ご査収願います。」との定型文言を記載した「納品書兼作業完了通知書」と題する書面（以下「本件納品書」という。）を発行している。各通知書の作業完了日は現地検品日と一致している。実際には当社は設定作業を行っていないから、本件納品書の「作業完了」の文言は事実と異なる。同書面の書式・フローは、当社が設定作業を行う想定の下に契約締結の段階で定められたものであり、発行の時点では設定作業が実施されないことが判明していたが、担当者は、当初定められた書式・フローに従い、現地検品（検収）を了したという趣旨でこれを発行したと述べる。

(3) 関係者の認識

J 社長は、当社のソリューションの一部として設定等を提供する予定であったが、人材の確保が間に合わなかったと述べ、また、提携先である米国企業の耐量子暗号ソリューションの導入により付加価値の提供に対応できると考えていたが、同社側の製品化の遅れにより導入に至らなかったとも述べる。他方、J 社長が本件納品書の作成経緯及び内容を認識していたことを認めるに足る証拠はない（後記 8(1)）。L 担当課長は、納品直前の時期に当社としての設定作業が生じないことを認識しつつ、当初の書式・フローに従って本件納品書を発行したと述べる。また、同課長は、2026 年の契約締結時にも設定作業条項が引き続き置かれていたため K 事業本部長に確認したが、「とりあえずこのまま」とされ、条項は維持されたとのことである。K 事業本部長は、設定作業を行うという話は覚えていないと述べる。M 財務経理部長は、当初から設定作業を総額計上の可否に関わる要素として認識する一方、実作業については X 社に依存することになる可能性を早い段階から認識していたことがうかがわれる。同部長は、完了報告書を含む書類がワークフロー上具備されていたことから設定作業は実施されたものと理解して経理処理を行ったと述べており、本件納品書の確認は、設定作業の実施の有無の実質的な検証を伴わない形式的なものにとどまっていた。

(4) 評価

設定作業に関する契約条項は、所有権移転時期の明確化の要請と総額計上の整理を容易にするという考慮から契約条項化されたものであり、契約締結時においては、実作業を X 社のサポートに依存する想定を置きつつも、当社の責任で機器の設定を行う予定であった。しかし、実際には設定作業を担う人材は確保されず、設定と呼べる作業は発生しないまま、「作業完了」と記載された本件納品書が発行され、契約条項の見直しも行われなかった。これらの事実は、取引自体の架空性を意味するものではないが、事実と異なる証憑が作成・発行されたこと自体、企業の内部統制上の問題を孕むものといえる。なお、目的物が一貫して新潟拠点に所在したまま現実には移動していないこと、各取引の仕入契約と販売契約が近接した時期に一体として締結されていることも、設定作業の不実施と併せて、取引の経済的実質の評価（後記第 6 の 4）の基礎となる事実である。

6 会計処理（総額計上）の決定過程

(1) 先行事例：2023 年取引と 2024 年 GPU 案件

当社が GPU を商材として扱ったのは本件各取引が最初ではない。2023 年 12 月、当社は国内業者を介在させた GPU 取引を行ったが、当時の会計監査人である前々任監査法人との協議の結果、当社が輸入・現物確認等の主体的な機能を担わないことを踏まえ、売上は純額で計上された（以下「2023 年取引」という。）。

これに対し、2024 年 GPU 案件は、当社自身が輸入者となって GPU（GPU カード及びベアボーン）を輸入し、ソフトウェアをインストールしたうえで、直接の販売先である国内事業会社の指定場所に納品する取引であった（同社がエンドユーザーである大手 IT 企業に賃貸する形態である。）。当社が輸入者であることは、当社名義の輸入許可通知書 3 通等の輸入関係証憑により客観的に裏付けられる。同案件の収益認識については、前任監査法人（当時の担当者）との間で協議が行われ、同監査法人は、2024 年 7 月 26 日付けで、本人と代理人の区分に関する検討ドラフトを作成し、当社が本人に該当し総額計上が妥当である旨の結論を示した。

(2) 本件各取引に関する検討

本件各取引の総額計上は、前記 1 (2) のとおり、2025 年 10 月 17 日のミーティングにおける M 財務経理部長の説明と「設定作業はすると思う」との事業部側の認識を出発点とする。2025 年 10 月 23 日の取締役会では、会計処理面について「公認会計士および監査法人と協議し、現時点では総額計上が可能と口頭回答を得ている」との説明がされたうえで、「収益認識に関する当社のスタンスを文書化して提出する必要があるため、ペーパーを準備のうえ総額計上の前提で進める」とされたが、本件各取引固有のポジションペーパーは最後まで作成されなかった。

また、同月 23 日、L 担当課長は、Y 社から当社への所有権移転と当社から X 社への所有権移転が同日となる場合、監査法人から「当社は間に入ってるだけでは？」（すなわち純額計上が相当ではないか）と指摘されることを懸念し、この点を踏まえて契約書の記載を整理した旨を社内にてメールで共有している。この事実は、総額計上の可否に関する懸念が、2025 年 10 月の段階で

既に実務担当者レベルで具体的に認識されていたことを示すものである。また、L 担当課長は、同メールの文言は M 財務経理部長からの指摘を踏まえたものであり、当社が所有権を確実に取得したことを契約書上明確にする趣旨と理解していたと述べており、上記の懸念が経理部門を起点として実務担当者に共有されたものであることが窺われる。

社内の書面としては、2026 年①・②取引の稟議（2026 年 2 月 25 日申請）の経理意見欄に、M 財務経理部長が「当社が与信リスクを持っている＋単なる受け流しではなく設定作業をするため、会計処理は総額計上を予定しています」と記載している。これは、本件各取引の総額計上の根拠に関する当時の経理部門の認識を示すものといえる。しかし、与信リスク（信用リスク）の負担は、そのみで総額計上（本人該当性）を基礎付けるものではなく（会計基準への当てはめは後記第 6 のとおり）、設定作業は現に実施されていなかった。

監査法人との間では、M 財務経理部長が、2025 年 10 月 22 日、前任監査法人の担当会計士と話す機会があり、同日、社内チャットで「本日監査法人の先生とお話しするタイミングがあり GPU の取引についてもざっくりお話ししました。監査法人の先生の感覚的には売上・原価の計上は総額計上でよさそうとのことで、ただ会計処理の検討をしたペーパーはほしいとのことだったので 何かしら用意してお渡ししようと思います」と報告している。このチャットは、最初の契約の実行に先立つ時期に、担当会計士との間で総額計上に関する口頭のやり取りがあり、その内容が社内に共有されていたことを示している。M 財務経理部長は、このやり取りに関し、担当会計士に対しては、新たに GPU 取引が始まること、当社にも所有権の移転があり設定作業を行うため単純に間に入る金融取引ではないことを口頭で説明したと供述する。ペーパーを結局作成・提出しなかった経緯については、別事業の例から、期末又は四半期の監査の際に監査法人からの依頼資料一覧の中で提出を求められるものと考えていたところ、本件各取引については前任監査法人からその求めがなかったためであると供述する。なお、担当会計士側の認識（説明を受けた内容・回答の趣旨）については、前任監査法人への質問状で照会したが、同法人からこの点に関する回答はなかった。

（3） 評価

本件各取引の総額計上は、①2024 年 GPU 案件の先例（前任監査法人作成のドラフト）が存在したことと、②設定作業を行うことを前提とする前任監査法人担当者への口頭説明を根拠として決定・維持されたことが認められる。

社内における書面の記録は、前記(2)の稟議の経理意見における結論的な記載にとどまり、収益認識基準への当てはめを含む検討文書は、社内においても、監査法人との間でも、最後まで行われなかった。2024 年 GPU 案件と本件各取引とでは、当社が輸入者・買主として物品を現実取得したか否か、実作業を担ったか否かという収益認識上の重要な前提事実が異なっており（詳細は後記第 6 の 6）、先例への依拠には前提の検証が欠けていた。

加えて、本件各取引の収益認識は、そもそも設定作業の実施の有無のみによって左右されるものではないから（第 5 の 2 (3)・第 6）、取引開始時の口頭の照会に対して「設定作業を行うの

であれば総額計上が可能」との整理が示されたこと自体、本人・代理人の判定に必要な取引の実態の確認を欠くものであった（この点に関する会計監査人側の問題は後記第7の4②、当社側の問題は後記第7の1）。

7 前任監査法人の監査対応と辞任の経緯

(1) 2025年12月期の期末監査及びその前後における監査の経緯

前任監査法人は、2025年9月12日のL担当課長からの照会メールにより本件スキームの端緒に接し、同月16日に現任担当の担当会計士へ照会が引き継がれ、同年10月22日にはM財務経理部長との間で総額計上に関する口頭のやり取りが行われた（会計監査人との協議の経緯の全体は、別紙3のとおりである。）。

その後、2025年12月期の期末決算監査期間において、前任監査法人は、2025年①・②取引に係る売上を含む財務諸表を監査した。この間、X社に対する売掛金残高確認状の対応、X社の3月入金の有無及び登記住所の相違に係るフォロー等の手続は行われたが、前任監査法人から当社に対し、本件各取引の収益認識（総額計上の当否）について具体的な指摘・質問は行われなかった。フォレンジック調査により得られた期末監査の質問・依頼資料リストによれば、2026年1月19日から2月20日にかけて行われた期末監査の過程では、前任監査法人から当社に対し、12回にわたり合計58項目の質問・資料依頼が行われ、当社側は順次これに対応していたが、その中に、本件各取引の収益認識に関する質問や資料依頼は含まれていない。他方、提出を求められた資料には、本件各取引の審議を含む取締役会議事録や本件各取引に係る売上を含む売上集計等が含まれており、本件各取引の存在及びその実施の経過に関する情報は、期末監査の過程において前任監査法人に提供されていた。こうした経緯を経て、同年2月20日、前任監査法人から当社に対し、監査意見に係る審査が終了した旨が報告されている。また、当委員会は、同法人が監査等委員会に宛てて作成した2025年12月期（第12期）の監査結果報告（2026年2月19日付け）の提出を受けた。同報告には、特別な検討を必要とするリスクである「不適切な収益認識（実在性、期間帰属の妥当性）がなされるリスク」に係る手続及び監査結果として、取引の実在性及び期間帰属の妥当性を関連証拠との突合により検討し、新規取引について収益認識基準に照らして妥当か否かを検討した結果、問題となる事項は発見されなかった旨が記載されている。

この点、前任監査法人の回答書によれば、同法人は、2026年12月期第1四半期に、当社から、X社から仕入れてY社を通じて投資家に販売する「逆の商流」による取引を行う旨の説明を受け、これを契機に本件各取引の循環性への疑念を強めたとする。しかし、担当会計士が2026年4月14日にM財務経理部長に送付した質問・依頼資料リスト及びその更新版（同月22日、5月7日及び8日送付）では、本件各取引に関連する質問や資料徴求等はされていない（この期間のやり取りは、2026年4月9日付けで締結された監査及び期中レビュー契約に基づく期中の監査手続である。）。また、同月14日には、当社が「GPUサーバーについて」の資料を自主的に提出し、同月23日の経営者ディスカッションでもGPU取引が議題となったが、特段の懸念が示された形跡は認められない。

2026年4月20日、M財務経理部長は、担当会計士に対し、前任監査法人によるX社新潟拠点への往査につき、予定されていた銀行による訪問と同一の機会に行う形を提案し、5月12日の日程を打診した。同月27日、担当会計士から、本件各取引の現物確認の要請等を含む往査の際の質問事項一覧が示され、翌28日、L担当課長は、これを当社側のコメントと共にX社社長に共有し、目的物の特定のためシリアル番号の提出を要請するとともに、往査に先立つ現地での事前打合せが必要であるとして、J社長による事前訪問の可否を打診した。J社長の事前訪問はX社社長の都合がつかず実現せず、同月30日、当社側は、5月12日を当社関係者によるX社訪問（監査対応の準備を含む。）に充てることとし、M財務経理部長は、担当会計士に対し、取引先の都合により対応が困難となったことを理由として、往査の延期と再調整を連絡した。往査は、その後実施されないまま、後記の辞任に至った。

(2) 疑義の提示（2026年5月10日～13日）

5月10日、同法人のパートナーから、「GPU・コンテナ型データセンター取引に関する確認事項」と題する書面により、①近接関係にあるXA社とX社の間に当社が介在する商流の経済合理性、②当社が行うとする作業の具体的内容、③GPU・コンテナの個体識別（シリアル番号等）の可否及びその一覧、④Y社・YA社の取引上の役割について、説明及び資料の提示が求められた。

5月12日、M財務経理部長及びL担当課長は、銀行及び監査法人の往査の事前準備としてX社新潟拠点を訪問し、コンテナ型データセンター等を視察するとともに、J社長の指示によりM財務経理部長が作成して前日までにX社側に送付していた想定質問・想定回答の一覧に基づき、往査の際に想定される質疑と回答の内容をX社側との間で確認した。同一覧には、対象物が相互に別個の物として特定できること及びシリアル番号の有無の確認のほか、XA社から仕入れるコンテナの同社における仕入先の確認が含まれていた。訪問当日、M財務経理部長は、現地でシリアル番号を確認するとともに、X社社長に対し、回答の漏れた質問事項（XA社のコンテナの仕入先を含む。）への回答と、対象物を特定できるリストの提供を依頼した。

5月13日、J社長と前任監査法人とのミーティングが行われた。同法人の辞任通知によれば、その際、同法人がY社の仕入先・仕入物の明細の開示を求めたのに対し、J社長は、Y社に問い合わせたところ回答できないとのことであったと回答し、循環取引でないことは確認していると述べた。また、J社長が訂正の可否を尋ね、訂正となっても総額か純額かの問題ではないかと述べたのに対し、同法人は、訂正が必要であり、生じていた利益の処理も問題となると応じたとされる。

この仕入先の認識について、J社長は、当時、K事業本部長を通じて得ていた認識を伝えたものであり、5月25日に自らY社社長に尋ねた際にX社を経由して調達していたと聞いたことは、前記のとおりである。フォレンジック調査によれば、5月21日にX社社長がK事業本部長及びL担当課長に送付した仕入先リストのメールには、「実際はX社が各社から仕入れ、外注しております。」との記載があり、「実際は」とあえて説明していることは、Y社の仕入元がX社であ

るとの認識がなかったとする J 社長の説明と整合する。それ以前に当社側関係者がこれを把握していたことをうかがわせる記録も認められず、当社側関係者は、同メールの受領後、遅くとも同月 25 日までの間において、これを把握するに至ったものと認められる。

なお、装置構成や資材の調達先の選定を X 社が担っていること自体は、同社の事業内容とノウハウに照らし取引の当初から関係者の前提であり、当社側関係者が目的物の仕入先を X 社社長に照会したのも、この前提による。認識が異なっていたのは、そのように選定された資材を、Y 社が自ら仕入れて組成・販売しているのか、X 社がいったん仕入れて Y 社に販売していたのかという点であり、当社側関係者は、当初は前者の認識であったところ、5 月 21 日以降、後者であることを知るに至ったものである。

(3) 協議の経過と辞任決議（2026 年 5 月 18 日～28 日）

前記(2)のとおり、前任監査法人は、2026 年 5 月 10 日の書面及び同月 13 日のミーティングにおいて当社の執行側に疑義を示していたところ、同月 18 日の監査等委員と会計監査人との定例のミーティングにおいて、監査等委員に対しても同様の疑義を報告した。監査等委員が同法人から明確な疑義の指摘を受けたのはこれが最初であったと、R 監査等委員は述べる（後記 8 (5)）。

フォレンジック調査によれば、5 月 19 日、M 財務経理部長は、前任監査法人から、当社から Y 社側への販売取引（2026 年①・②）の総額計上の可否について確認したい事項がある旨の連絡を受け、J 社長と協議のうえ、同取引を純額計上に変更する方針を社内でも共有した。この連絡の際、同法人は、前日の定例ミーティングで話題となった Y 社からの仕入れの取引については関心を示していなかったとされる。

同日午後、P 監査等委員長は、取締役会の社内チャットにおいて、前日に監査法人から GPU サーバー取引について疑義があるとの報告を受けたとして、商流の確認、仕入先・販売先の把握の有無、証憑管理等の 6 項目を 5 月 21 日の取締役会の議題とするよう求めた。これに対し J 社長は、監査法人とも話をしており理解を得られていると考えている旨を返信した。同チャットの記載は、5 月 18 日の定例ミーティングにおける疑義の報告を客観的に裏付けるものである。

翌 20 日午後、J 社長の指示により、当社執行側と前任監査法人とのオンライン会議が行われた。会議の直後、当社側では、同法人の疑義が、当社から Y 社側への販売にとどまらず Y 社からの仕入れにも及んでいるとの認識が共有され、同日夜、J 社長の指示により、Y 社から仕入れた各取引の売買契約書及び請求書が社内でも整理された。

同月 21 日の取締役会では、取引の循環性、納品・検品に関する書類の不備、仕入先・販売先の把握不足等の疑義の指摘を受けていることが報告され、J 社長は、監査法人に判断材料が足りておらず当方のプロセスの不備であるとして、率直に反省し再発防止策を速やかに実行する旨を述べた。また、Q 監査等委員は、先に示されていた仕入先の切替え方針にもかかわらず Y 社からの仕入れが継続していたことを指摘した。

当社は、5 月 25 日、J 社長が X 社側に監査法人・取引銀行の訪問日程等の確定を要請し、同月

26日から27日にかけて、X社から送付を受けたシリアル番号等の資料を同法人に提出し、同月27日には、J社長が自ら同法人のY社訪問日時の確定を督促したうえ、Y社側から得た面談可能日程を同法人に送付した。同月28日朝の時点でもその返信はなく、これを待っている状況にあったが、同日、同法人の社員会において辞任の決定がされた（この決定は、翌29日、事実上留保された。）。

前任監査法人の回答書は、往査の再調整を求めたが解除の日まで当社側から設定の連絡がなかったとし、また、取引の実在性に関する資料及び設定作業に関する資料の提供を求めたが提供されなかったとする。もっとも、以上の経過によれば、当社側では資料提出と日程調整が進行しており、確定した日程の連絡に至る前に辞任が決議されている。シリアル番号の一覧は5月27日までに同法人へ提出されており（同法人も、呈示自体は認めつつ、事後に作成されたものと評価する。）、Y社が顧客向けに用いる説明資料及び入金資料も同日までに提出されていた。設定作業に関する資料が存在しないのは、当社が設定作業を実施していなかったことによる。

前任監査法人は、辞任通知等において、監査等委員側が監査調書の受取りを拒否したとの認識を示すが、P監査等委員長及びQ監査等委員は、外部に出すべきものではないと考えて持ち帰りを促したにすぎないと述べ、同法人の回答書は、提示したのは資料2点でありP監査等委員長がこれらを返却したとする。返却に至る具体的なやり取りについては、双方の説明に食い違いがある。

（4）辞任決議の留保から辞任通知まで（2026年5月29日～6月8日）

5月29日に統括代表社員が送付したメールには、「売上（循環）が行われたことは薄々感じておりました」等の記載があり、疑義の対象が、①商流の循環性、②現物特定の裏付け不足、③拠出資金の回収可能性及びY社への出資を前提とする取引参加の経済合理性にあったことが認められる。同メールにより、監査契約の解除より先に特別調査委員会を設置すべきであるとの意向が当社側に伝えられ、前日の辞任の決定は事実上留保された。

6月2日、J社長と前任監査法人とのミーティングが行われ、J社長は、Y社社長からY社がX社から仕入れた旨を聞いたが品物が違うため循環ではないとの説明を行った。同法人は、口頭による説明に終始し裏付書類の提示がなかったとする。同月3日、同法人は監査契約解除の社員決議を再度行い、同月8日、辞任通知を発送した。

同法人は、辞任通知において、当社の監査対応が後付けの資料の提出や根拠資料のない口頭説明であったとして経営者の誠実性への疑問を挙げ、監査等委員が特別調査委員会の設置に応じなかった旨の認識を示している。また、同法人の回答書は、同ミーティングにおいて統括代表社員がデジタル・フォレンジック調査の必要性を繰り返し述べたのに対しJ社長が応じる姿勢を示さなかったことから、監査契約を解除したい旨を伝えたとする。

特別調査委員会の設置を巡る経緯は、次のとおりである。5月29日、統括代表社員は、J社長らに対し、監査契約の解除より先に会社に特別調査委員会を設置すべきであり、委員の選任は監査等委員に委ねられるべきである旨を伝えた。同日、P監査等委員長との協議を経て、特別調査

委員会ではなく外部独立の弁護士・会計士による調査を実施する方向となり、統括代表社員は、不正の概要、財務諸表に与える影響及び今後の是正措置を記載した調査報告書の作成を内容とするものとの理解を示したうえで、「特別調査委員会と名称が異なりますが、内容は同じと考えてください」と述べ、J 社長もその理解でいる旨を回答した。その後、P 監査等委員長は外部弁護士 2 名の人選を進め、6 月 1 日、J 社長は、当社の法律顧問に対し、完全に独立した弁護士事務所に依頼する必要がある旨を伝えとともに、Y 社社長にも調査への協力を求めた。6 月 2 日の面談の後、統括代表社員は、P 監査等委員長に対し、J 社長から循環取引ではないとの説明はあったが客観的資料の提出がなかったこと、調査の名称が変わってもきちんとした調査が必要であり、これができないのであれば監査は継続できないと考えていること等を連絡し、翌 3 日、監査契約の解除を社員会で決定した旨を連絡した。なお、前任監査法人の回答書は、この間に、P 監査等委員長から、不正の調査を経験した弁護士に取引の妥当性を検証してもらうことになる旨の報告を受けたと説明する。

以上によれば、監査等委員が同法人の希望した調査委員会の設置を拒んだ事実は認められない。調査体制の形式面の変遷は、前任監査法人と監査等委員との協議を経て再設定されたものであり、統括代表社員自身、名称が異なっても内容は同じと考えてよい旨を述べていたのであるから、同法人も変更後の形式を容認していたものと認められる。監査等委員がフォレンジック調査を拒んだ形跡も認められず、同法人は、この点に関する監査等委員の見解を確認することなく、当社側にその意向がないとの前提に立って解除に進んだものとみられる。そうすると、解除の決定的な要因は、調査体制に関する協議の決裂というよりは、6 月 2 日の J 社長の説明を、同法人が裏付資料を伴わない口頭の説明にとどまると受け止めたことにあると窺われる。もっとも、目的物の型番等が記載されたシリアル番号一覧は同年 5 月 27 日までに同法人へ提出されており、取引間で目的物が別個であることは同資料上あるいは現地訪問により確認可能であった。

(5) 評価

前任監査法人の辞任に至る経緯については、当社側の対応（後付けの資料提出、口頭説明への依存、説明の変遷、予定されていた往査の延期の申入れ、監査人の質問事項に対する回答の取引先との事前確認）が同法人の不信を招いた面があることは否定できない。

他方で、現時点で当委員会が認定できる事実による限り、前任監査法人は、①2025 年 9 月の時点で本件スキームの端緒に接し、②2025 年 12 月期の監査において本件各取引に係る売上を含む財務諸表を監査しながら、収益認識に関する具体的な指摘を 2026 年 5 月 10 日まで行わず、③疑義の提示から辞任の決議までの間に、X 社への往査及び Y 社との面談は実現していない。もっとも、当社側では往査・面談の実現に向けた資料提出と日程調整が進行しており、辞任決議の当日朝の時点でも、当社が送付した面談日程候補への同法人の返信は未了であった。また、監査調査の提示を巡る経緯については、監査等委員の供述と同法人の説明との間に食い違いがある。

これらの事実を総合すると、次のとおり評価される。

第一に、前任監査法人は、本件各取引の収益認識を適時に論点化する機会を複数の段階で有し

ていたが、これが行われた事実は確認されない。総額計上が是正されないまま 2025 年 12 月期の財務諸表が作成・開示されるに至ったことについては、当社の内部統制上の問題とともに、監査人である前任監査法人の監査対応も影響したものと評価される。

第二に、疑義提示後の対応については、事実確認の中核となるべき往査・面談は、実現しないまま辞任に至った。前任監査法人は、日程の再調整を求めたが当社側から設定の連絡がなかったと説明する。もっとも、当社は、疑義の提示後、資料の提出と X 社・Y 社の日程調整を進めており、辞任の決議は、当社が送付した面談日程候補への返信がされないまま、疑義解消に向けた手続の途上で行われたものである。他方、シリアル番号等の資料の提出が疑義の提示から 2 週間余りを要したことなど、当社側の対応の遅れが同法人の不信を深めた面があることは、前記のとおりである。

第三に、監査調書の受取りを巡る辞任通知の記載については、監査等委員の具体的な供述と、これと異なる前任監査法人の回答書の具体的な説明とが対立しており、当委員会としては、いずれか一方の説明のみによって事実を確定することはできない。他方、特別調査委員会の設置を巡る経緯については、調査体制の変更が P 監査等委員長と統括代表社員との協議を経て調整されたことを示す客観的な記録が確認されており、監査等委員側が調査自体を拒んだ事実は認められない。

8 関係者の認識

(1) J 社長

J 社長は、本件各取引を、ソリューション事業の売上確保にとどまらず、X 社のノウハウへの接近と将来の本格協業に向けた準備段階と位置づけていた旨を一貫して述べる。売上のかさ増しの動機の有無については、当社が売上高よりも営業利益を重視する経営方針をとってきたこと、予算未達に対する罰則的な人事評価の仕組みがないことと整合的であり、これを覆すに足る証拠はない。設定作業については、総額計上には当社が設定作業などを果たすことが必要であるとの認識を有し、実作業は X 社のサポートに依存する想定であったが、2025 年 12 月 15 日の検品への立会い等を通じて、当社が担うべき設定作業が発生していなかったことを認識するに至ったと認められる。他方、本件納品書については、その作成経緯及び内容を認識していたことを認めるに足る証拠はない。Y 社の仕入元を X 社と認識していた事実も確認されなかった。もっとも、J 社長は、2025 年 10 月 23 日の取締役会において循環取引となるような懸念はない旨を述べていたところ、当該時点において当社が Y 社の仕入元を具体的に確認した事実はなく、同発言は積極的な根拠を伴うものではなかった。

(2) K 事業本部長

K 事業本部長は、本件各取引の入口を作った当事者であるが、その関与は取引の枠組みの合意にとどまり、契約書の作成・相手方との事務的なやり取り・会計処理には関与していないと述べる。当社の提供する付加価値はセキュリティソリューションであると考えており、設定作業を行

うという話は「覚えていません」と述べる。

なお、当社と K 事業本部長との間の 2026 年度にかかる業務委託契約には売上総利益に連動する成果報酬が定められているが、同報酬の定めは 2025 年取引の当時には存在せず、また、売上総利益の額は総額計上と純額計上とで同額であるから、この成果報酬が誤った会計処理の動機となったとは認定できない（もっとも、同本部長は関連当事者に該当する可能性があり、その報酬の決定・監督の手続が整備されていなかったことは、内部統制上の課題として指摘した。）。

(3) L 担当課長

L 担当課長は、稟議・契約事務・検品を担当し、期限に間に合わせることを優先して事務手続を進めたこと、検品においてシリアル番号の取得・記録ができていなかったことを率直に認めている。決算期に向けて納品を急がせる指示や圧力はなかったと述べる一方、当社の稟議・決裁等のシステムが新規事業の取引に適合しないまま形式的に当てはめて事務が進められていたことを述べる。

(4) M 財務経理部長

M 財務経理部長は、当初から設定作業を総額計上の可否に関わる要素として認識し、稟議の経理意見欄にもその旨を記載していた。前任監査法人に対しては、取引の都度一定の情報提供をしていたと述べる（この点は、当社側の記録により確認できる限度で認定している。）。当委員会 は、同経理意見について、設定作業が実施されるとの認識の下に記載されたものであり、認識と異なる内容を意図的に記載したものとは認められないと判断する。もっとも、過去の取引で設定作業が実施されなかったことを認識した後も、新たな取引についてその実施の有無・体制を確認する手続を経ないまま、実施を前提とする経理意見が付されたことは、内部統制上の問題（後記第 7）として評価される。

(5) R 監査等委員

R 監査等委員は、最初の取引の付議時から回収サイトの長さを指摘し、法的側面（所有権移転時期等）の確認を求めた。前任監査法人からの明確な疑義の指摘は 2026 年 5 月 18 日の定例ミーティングが最初であり、それ以前に三様監査の場で本件が話題になったことはなかったとする。

(6) X 社社長

X 社社長は、本件各取引の目的物が毎回別個に実在すること等を述べ、各目的物はシリアル番号一覧記載のとおりであるとする。同一覧は前任監査法人への対応のため事後に作成されたものであるが、その正確性は、当委員会の現地確認により確認されている（第 4 の 4 (2)）。

(7) Y 社社長

Y 社社長は、Y 社の事業を、部材を仕入れて組み立てたコンテナ型データセンターを投資家等に販売するものと説明する一方、逆商流取引についての意義は資金融通にあったと述べる。

(8) Q 監査等委員

Q 監査等委員は、2025 年 10 月 23 日の取締役会で仕入元の確認を求めた経緯、そのフォローアップがされなかったこと、仕入元が X 社であることを知ったのは 2026 年 5 月以降であることを述べる。

(9) P 監査等委員長

P 監査等委員長（公認会計士）は、監査等委員会としての当初の懸念は代金回収リスクにあり、会計処理は会社が監査法人と相談し総額計上でよいとの了解を得ていると聞いていたため、監査等委員会として総額計上の当否を独自に検証することはしなかったことを述べる。また、同委員長は、2025 年 12 月期の期末監査の監査結果の報告においては、会計監査人から、新規取引について収益認識基準に照らして検討した結果問題となる事項は発見されなかった旨の報告を受けており、収益認識について特段の問題の指摘はなかったと述べる。

(10) 小括

関係者の認識を通観すると、第一に、いずれの関係者についても、売上・利益の水増しや個人的利得の意図をうかがわせる供述・資料は存在しない。第二に、総額計上の根拠に関する理解は各人各様であり、組織として検証・統一されないまま取引が反復された。第三に、設定作業の履行を確認する仕組みは形式化し、履行がないまま本件納品書が発行されるに至った。第四に、監査法人とのコミュニケーションは口頭に依存し、書面化されなかった。

9 関連事項

(1) 先行 GPU 案件（2023 年・2024 年）

2023 年取引は、国内業者が介在する GPU 取引であり、前々任監査法人との協議を経て純額で計上された。2024 年 GPU 案件は、当社が自ら輸入者となって物品を現実を取得し、実作業を担った取引であり、当社名義の輸入許可通知書等の客観証憑によって裏付けられ、前任監査法人の検討ドラフトを経て総額で計上された。

当委員会は、いずれの取引についても、その実態及び会計処理に不正又は不適切な点をうかがわせる事実を認めなかった。2024 年 GPU 案件は、本件各取引の総額計上の先例として参照されたものであるが、両者が前提事実を異にすることは、後記第 6 の 6 のとおりである。

(2) Y 社に対する出資

Y 社に対する出資（2026 年 3 月・400 株 1 億円）は、2026 年 3 月 27 日の取締役会において全員賛成で可決された。同取締役会では、監査等委員から、出資の判断時期、回収に失敗した場合の責任の所在、追加出資の判断基準の明記等について指摘が相次ぎ、J 社長自身も、出資をしなければ GPU 取引が成立しない旨を発言した。議事録の当該記載は、出資と取引参加との結びつきを示すように読み得るものであり、前任監査法人が出資の経済合理性に疑義を呈した一因ともなっている。また、同法人は、本件各取引について商流の循環性の疑義をも示していたところ、上記の指摘は、本出資が三社間における資金の循環の一環をなすとの見方を含むものとも解される。もっとも、J 社長は、当委員会のヒアリングにおいて、当該発言は、出資をしなければ本件

各取引が実行できないという意味ではなく、Y 社がその顧客である投資家に GPU を節税商品として販売する取引に当社が商材・機能を組み込むという協業が進まないという趣旨であったと説明しており、この説明は、出資の目的を将来の協業に置く取締役会の説明資料の記載とも整合する。そして、同時期に当社とも X 社とも無関係の複数の第三者が同一の価額で増資を引き受けており、価額の第三者性が認められること、当社が出資に先立ち公認会計士に依頼した Y 社の財務状況の調査及び株式評価の結果が払込価額を上回るものであったこと（同評価に係る報告書は、2026 年 4 月 22 日、前任監査法人の依頼により同日中に同法人へ提供されている。）、出資には将来の協業に関する事業上の説明が付されていること、加えて、Y 社が 2025 年 7 月から 2026 年 7 月までの間に 23 回にわたる第三者割当増資を行っており、同社の資金調達の大宗が当社と無関係の第三者によるものであることに照らせば、出資それ自体が不合理な資金拠出であったとは認められず、本出資が資金の循環の一環をなすとの指摘も当たらない。以上によれば、本出資は、本件各取引そのものの条件ないし対価としてではなく、Y 社との協業関係全体の構築・維持を目的とする資本提携であったことが認められる（委嘱事項②）。

(3) 2026 年⑥・⑦取引

2026 年⑥・⑦取引（当社がコンテナ型データセンター等を自社の固定資産として取得し賃貸する取引）は、目的物を転売して差益を売上高に計上する本件各取引とは類型を異にする。当社が転売を行わない以上、売上高及び売上原価は計上されず、転売を繰り返すことによって売上・利益を水増しするという架空循環取引に特有の結果は生じ得ないし、本件各取引において問題となった収益の総額計上・純額計上の論点も生じない。また、2026 年⑦取引では、当社から独立した海外大手サーバーメーカーの日本法人が、新潟拠点において GPU サーバーの据付け等の構築役務を自ら提供するものとされており、このことは、同取引が実態を伴う事業投資であることと整合する事情である。

また、両取引は、当社の会計帳簿上、固定資産として計上されているにとどまり、これに係る損益は、既に開示された財務諸表（2025 年 12 月期及び 2026 年 12 月期第 1 四半期）のいずれにも反映されていないから、訂正の要否の検討対象とはならない。

もっとも、これらの取引には、目的物の完成・検収前に代金全額が支払われ、これに伴い X 社の履行能力に依存することとなる点（もっとも、2026 年⑦取引では、代金の支払と同時に、その時点で完成している部分の所有権の移転及び占有改定による引渡しを受けるものとされ、表明保証、完成期限の徒過を理由とする解除及び代金全額の返還等の定めも置かれている。）、当社と X 社との間の資金の流れが連続している点（2026 年⑦の売買代金の一部は 2026 年④取引の売掛金と相殺されている。）、及び、会計監査人不在の時期に実行された取引である点に留意を要する。また、両取引では、目的物が X 社の拠点に設置されたまま占有改定の方法により引き渡されるため、当社の所有を公示する明認方法（表示板の貼付等）を X 社が講じる旨が各契約に定められているところ、当委員会の現地確認の時点において、確認したいずれのコンテナにも当社の所有を示す表示はなかった（X 社は機密性を理由に通常そのような表示はしない旨を説明し、当

社は今後講じる予定であるとする。）。契約に定められた事項が履行されないまま取引が進んでいる点において、当社が設定作業を行う旨の条項が置かれながら実作業をY社又はX社が担っていた本件各取引と共通の特徴を有するといえ、本件各取引において引渡し時点の個体特定・現物管理の不備が前任監査法人の疑義を招いた直接の原因となったことに照らせば、明認方法の不履行を放置するべきではない（後記第8①・④）。

第5 法的評価及び不正の有無

本章では、第4で認定した事実を前提として、本件各取引が架空取引又は売上・利益の水増しを目的とする違法・不適切な循環取引（架空循環取引）に当たるか否か、及び当社役職員に不正の意図が認められるか否かを評価する。なお、本報告書は、役員の法的責任の認定・追及を目的とするものではない。会計処理の当否は後記第6で評価する。

1 評価の枠組み

法的・会計的に問題とされる循環取引（架空循環取引）とは、複数の企業が共謀して商品の転売や役務の提供を繰り返すことにより取引が存在するかのように仮装し、売上や利益を水増しする不正会計をいう。その実質は、売買代金に見合う目的物が存在せずその引渡しも予定されていない取引、又は円環を構成する経済的合理性を欠く取引（実需のない取引）である。商流が円環を構成するという形式のみでは足りず、①目的物の実在性・付加価値の有無、②各当事者の独立した経済的機能・経済合理性、③円環の外部に存在する実需、④資金の外部流入の有無、⑤実態に見合った価格形成を総合して判断される。

2 架空循環取引といえず、取引の仮装も認められないこと

(1) 目的物の実在性・引渡し・決済

第4の4のとおり、本件各取引の目的物は新潟拠点に現実に所在し、当社担当者は、客観資料（出張旅費精算書）により裏付けられた合計4回の現地検品を行ってその存在を確認しており、当委員会も現地調査によりこれを確認した。特に、シリアル番号一覧に個体番号が掲げられた全ての目的物（2025年①・②並びに2026年①・②及び④のコンテナ合計34棟並びに冷却設備12台）について、現地で確認した個体番号・製造番号の全てが、現地確認の約3か月前に監査法人へ提示されていた同一覧の記載と全析一致した（第4の4(2)）。各取引の目的物は仕様・数量を相互に異にし、物理的に同一の物が循環したとは認められない。代金の支払・回収は契約どおりに履行され、回収期日が到来した取引はすべて回収済みである。なお、2026年③・⑤取引の目的物については、シリアル番号一覧に個体番号の記載がないため、現地確認における個体レベルの照合はできていないが、当社担当者による現地検品（2026年4月16日及び5月12日。出張旅費精算書により裏付けられる。）並びに契約どおりの決済の完了（同年6月30日及び7月27日の代金回収）により、その実在性を認めることができる。したがって、本件各取引は、目的物の不存在を本質とする架空取引には当たらない。なお、2026年③・⑤取引の目的物が、XA社の資金需要を背景として新設工事中であったコンテナであること（第4の3(2)）は、取引の

経済的機能の評価（後記第6）において考慮すべき事情であるが、目的物の物理的な実在性の認定自体を左右するものではない。

（2） 実需・外部資金

本件のコンテナ型データセンターのうち、当社がY社側に販売したものは、円環の外部に存在する投資家への販売を予定した商品であり、即時償却に必要な行政認定・リース会社による現物確認等の市場慣行の存在は、外部実需の実在を裏づける。また、最終需要の経路としては、投資家への販売のほか、大手事業者への販売・提供及びX社自身によるサービス提供という複数の現実の経路が認められる（第4の4(3)）。資金の面でも、Y社は、当社と無関係の第三者を含む多数回の第三者割当増資により外部資金を調達しており（第4の9(2)）、円環の内部で資金が単に還流していたものとは認められない。なお、Y社社長に対する書面照会では、販売実績の区分別の内訳、投資家への販売・買戻し等の実施状況及びこれらを裏付ける資料の提供を求めたが、回答は、2025年4月から2026年4月までの販売金額の総額に関する概括的なものとどまり、それ以上の事項は、同社の事業内容・事業モデル等に関するものであるとして回答が得られなかった。回答された販売実績は、Y社のコンテナ型データセンター販売事業が相当の規模で行われているとの説明と整合するが、個別の取引の最終需要者への到達を客観資料により確認するには至っていない。

（3） 本件納品書（事実と異なる証憑）の評価

他方、当社が、実施していない設定作業について「作業完了」と記載した本件納品書を発行していたことは、事実と異なる証憑の作成・発行として、それ自体重大な問題である。もっとも、本件納品書は、販売先との間の納品確認の書面であり、現地検品（現実の引渡し確認）の日付と対応して発行されたものであって、存在しない取引を存在するかのように仮装するために作出されたものではない。また、設定作業の有無は、仮に実施されていた場合にその対価部分の会計処理が別途問題となり得ることはさておき、本件の収益認識の基本的な結論（後記第6）を左右するものではない。したがって、本件納品書の存在は、取引自体の架空性を基礎づけるものではない。

本件納品書の発行時の認識について、J社長は、本件納品書は社内のワークフロー上社長決裁に回付されない書類であり、発行当時、その存在及び内容を認識していなかったと述べる。また、本件納品書の発行日付が現地検品（現実の引渡し確認）の日付と対応していることに照らしても、日付を遡らせるなどの作為は認められない。以上によれば、本件納品書は、設定作業が遂行されたとの認識の下で定型的な書式により発行が続けられたものと認められ、作業の不実施を認識しながら実施を仮装する意図で発行されたものと認めるには足りない。もっとも、実施の有無を確認しないまま「作業完了」と記載された書面の発行が続いたこと自体は、証憑管理上の不備である（後記第7の3②）。

（4） 価格形成

本件各取引の目的物は特注品のコンテナ型データセンターであり、公表された市場相場は存在

しないが、価格の形成過程についてみると、仕入価格は、X 社側の製造原価・調達実勢を基礎として相手方が設定したものであり（第4の8(7)）、当社の販売価格は、これに対仕入額に対する一定割合の利幅を上乗せした水準にとどまる。この利幅は、市場で現実提示された信用リスクの対価の水準（第4の2(1)）と大きく乖離するものではなく、実態と乖離した価格を人為的に設定して売上・利益を作出したことをうかがわせる事情は認められない。もっとも、差益が拠出額に対する一律の上乗せとして設定された面があることは、収益認識の在り方（後記第6の4）に関わる。

(5) 小括

以上より、本件各取引は、架空取引には当たらず、また、目的物の実在性、商流を構成する各社による現実の製造・セットアップ等の付加価値、円環外部の実需の存在に照らし、売上・利益の水増しを目的とする違法・不適切な循環取引（架空循環取引）にも当たらないと認められる。なお、当社の差益が拠出額に対する一律の上乗せとして設定された面があること（第4の3）は、当社の収益認識の在り方（後記第6）に関わる事情であるが、目的物の実在と円環外部の実需が認められる本件において、取引の仮装を基礎づける事情には当たらない。

3 法的に有効な売買と認められること

本件各取引は、いずれも、当事者間の合意に基づき締結された売買契約であり、目的物の引渡し及び代金の支払という売買の基本的な債務は現実に履行されている（当社が付加するものとされた設定作業及びセキュリティシステム一式が履行・納品されていないことは前記第4の3(2)・5のとおりであるが、これらは売買契約自体の効力を左右するものではない。）。当事者が売買としての法律効果を意欲していなかったことをうかがわせる事情（通謀虚偽表示等）は認められず、本件各取引は法律上有効な売買である。後記第6において、当委員会は、本件各取引の会計上の実質を金融取引と評価するが、これは収益認識に係る会計上の評価であって、私法上の売買としての有効性を否定するものではない。

4 役職員の故意・不正の意図は認められないこと

本件各取引の会計処理には、後記第6のとおり誤りがある。しかし、当委員会が認定した事実による限り、当社の役職員が、会計処理の誤りを認識しながら意図的に誤った財務諸表を作成したこと、すなわち意図的な粉飾を行ったことを認めるに足りる証拠はない。その理由は次のとおりである。

第一に、動機の不存在である。当社は売上高よりも営業利益を重視する経営方針をとり、予算未達に対する罰則的な人事評価の仕組みもなく、売上目標達成のために取引を押し込んだ形跡は取締役会の審議経過にも認められない。当時の社内の論点は総額計上と純額計上のいずれによるかであり、その限りでは当社の売上総利益の額に差は生じないから、利益の水増しの動機も観念しにくい。K 事業本部長の成果報酬の指標が売上高ではなく売上総利益とされていたこと（第4の8(2)）も、売上規模それ自体の拡大に誘因を与えない設計として、これと整合する。さらに

例えば、成果報酬の定め自体、2026 年 1 月 1 日付け契約で設けられたものであり、2025 年取引の当時は存在しなかった。J 社長自身、「売上が欲しいがために何かのビジネスをやるといふことはありません」「少なくとも私が売上に固執したことはありません」と述べており、また、疑義の発覚後、当社は、内部調査を経て、デジタル・フォレンジック調査を含む当委員会の調査の実施に至っている。実務を担当した L 担当課長も、決算期に向けて納品を急がせる指示や圧力はなかったと述べる。なお、本件各取引の組成が取引先の資金需要に応える面を有していたこと（第 4 の 3）は、取引の経済的実質の評価（後記第 6）に関わる事情ではあるが、財務諸表を誤らせる動機が存在を示すものではなく、両者は次元を異にする。

第二に、行動態様である。次の各点は、いずれも、取引を仮装し、又はこれを秘匿する態様とは相容れない。①本件各取引は、当初から取締役会に付議され、債権回収リスク・循環取引の外観についての指摘を受けるなど、社外取締役の目にも触れる形で遂行されている。②監査法人に対しても、2025 年 9 月の投資家税務の照会以降、口頭ではあるが取引の情報が提供され、2026 年 4 月には当社側から自主的に説明資料が提出されている（逆商流取引について 2026 年 12 月期第 1 四半期に監査法人へ説明がされていたことは、前任監査法人の回答書も認めるところである。第 4 の 7 (1)）。③本件各取引は、いずれも社内のワークフローシステム上の稟議（総務・経理等の意見欄への記載、複数段階の承認及び J 社長の決裁）を経て実行され、経理意見欄には総額計上の方針とその理由が記録されるなど（第 4 の 6 (2)）、社内手続は公然と行われており、少数の関係者が手続を迂回して取引を実行した形跡はない。④2026 年⑤取引においては、J 社長自身が社内チャット上で資金繰り支援的な外観への疑問を明示し、目的物の未使用品性・調達元の確認を経たうえで支払を実行させている。疑問を秘匿するのではなく、組織内で顕在化させて検証する行動である。⑤2026 年 5 月 13 日に前任監査法人から仕入先・仕入物の明細の開示を求められた後、J 社長は、その翌日に XA 社の代表取締役に同社が販売するコンテナの調達元を確認し、翌 15 日には「循環取引とみなされないか？」といった論点を自ら書き留めたうえで社内会議を開き、未解明の論点として残った Y 社の調達経路について、同月 25 日に自ら同社を訪問してこれを確認している（第 4 の 2 (2)）。この一連の経過は、当社側が商流の実態を把握していなかったこと、及び指摘を受けてこれを順次解明しようとしたことを示すものであって、既知の事実を秘匿する態様とは相容れない。⑥取引の外観（循環取引に見えないか）への注意は、2026 年 1 月 22 日の取締役会でも取り上げられており（第 4 の 3 (1)）、監査法人から疑義の指摘を受けた後の同年 5 月 21 日の取締役会では、J 社長が自ら「当方のプロセスの不備」を認めて再発防止の実行を表明している（第 4 の 7 (3)）。⑦期末監査においては、監査人からの合計 58 項目の質問・資料依頼に当社が順次対応し、本件各取引の審議を含む取締役会議事録等も提出されており、当社が本件各取引に関する情報や資料の提出を回避した形跡は認められない（第 4 の 7 (1)）。なお、監査法人の往査に先立ち、当社が想定質問及びこれに対する回答の内容を取引先との間で確認したことは、監査人が疑義とする点を把握して的確に対応するための準備という面を有するものであり、フォレンジック調査からも、既知の事実の秘匿を意図したやり取りは確認されていない（もっとも、監査対応の在り方としては、後記第 7 の 2 のとおり別途の問題があ

る。))。

第三に、関係者の認識である。第4の8のとおり、各関係者は、それぞれの理解に基づき総額計上が可能であると認識しており（その理解が検証を欠いていたことは後記第7の問題である。）、誤った処理であることを認識しながらこれを維持したことをうかがわせる供述・資料はない。M財務経理部長が現在は「設定作業をしていない取引は、今思えば純額だろう」と述べていることは、当時の認識が「総額計上が可能」というものであったことと矛盾しない。また、J社長が、2026年2月、取引の機能が「金融仲介のように見えなくもありません」として総額計上の可否を自ら経理部門に確認していたこと（第4の3(1)）は、会計処理に対する疑問を隠さず組織内で検証しようとした行動であって、誤りの認識を持ちながらこれを秘匿したものとは性質を異にする。さらに、2026年5月に前任監査法人から2026年①・②取引の総額計上に対する疑義の連絡を受けた際、当社は、直ちに同取引を純額（利益のみ）で計上する方針の検討に着手しており（第4の7(3)）、指摘を受けてもなお誤った処理に固執したという事情も認められない。

5 小括

以上のとおり、本件各取引は、架空の取引でも、売上・利益の水増しを目的とする不正な取引でもなく、法的には有効な売買である。当社役職員に意図的な粉飾の意図も認められない。

第6 会計上の評価

本章では、本件各取引の実態を踏まえた会計処理について評価する。結論として、当委員会は、①本件各取引は、法形式上は売買取引であっても、事実上の買戻し権が内在された取引（目的物が最終的に売主側に還流することが取引の構造上予定されていた取引をいう。後記3(1)）であって、法形式に沿った「対価の総額を収益として計上すること」は認められず、②本件各取引の経済的実質はコンテナという「物」を介在させた金融取引と評価すべきである（もっとも、純額計上による処理を排除しないことにつき、後記5）。当社が当初「仕入」の対価として拠出した資金は「預け金」等の金銭債権として、当社がその後の「売上」として回収した資金との差額としての差益は、役務提供の対価たる「手数料」（営業収益）として、それぞれ処理することが相当であると判断する。

1 判断の枠組み

本件各取引における当社の立場は、仕入元から販売目的資産を購入する取得者であり、また得意先に資産を売却する販売者でもある。現行の日本の会計基準には、販売目的で所有する資産の取得要件を議論したものは存在しておらず、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理を論じた「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）」に論拠を求めることとなる。同基準第35項には「資産が移転するのは、顧客が当該資産に対する支配を獲得した時」とあり、これが本件各取引に係る判断の指標となる。資産に対する支配とは、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力とされ（同第37項）、支配の移転を

検討する際の指標として、㊦対価に対する権利獲得、㊧法的所有権の獲得、㊨物理的占有の移転、㊩リスクと経済価値の負担と享受、㊪顧客による資産の検収、が挙げられる（同第 40 項、同基準の適用指針第 14 項）。

また、本件各取引には、商流が逆転しても「物」の価値や状態に変更や影響がなく、取引の意図および目的が、物財の移転そのものにあるとはいえない取引も存在する。「支配の移転は、財又はサービスを提供する企業、あるいは当該財又はサービスを受領する顧客のいずれの観点からも判定でき」とされている（同基準第 132 項）ことから、当該関係者間での取引をそれぞれの立場から会計的・経済的便益の観点で整理し把握する必要がある。

したがって、本件の検討は(1)本件各取引が取引先も含めた総体として実現する「事業」の実態はどのようなものか、(2)仕入先という「顧客」である当社による対象物財の支配が認められるか、(3)認められない場合の適切な会計処理は何か、という順序で行う。

2 当社が参入するコンテナデータセンター事業の実態

本件各取引を実行するにあたり、当社は新規事業への参入を希求していた。当社が参入した DC（データセンター。以下、本章において同じ。）事業商圏は、X 社が取引関係を構築する取引先を厳選しており、同社が商流の設計を主導する環境であると評価できる。

(1) コンテナとサーバー、および運営ノウハウ

当社が当初関与した取引は、コンテナの仕入と販売の取引であり、Y 社と X 社との間の取引に当社が加わる形のものであった。J 社長は「Y 社から仕入れて X 社に売却する流れは当初からセットであった」と述べる。また K 事業本部長も「将来の取引につなげるための関係づくりだった」と述べる。当社の最終目標はコンテナ DC に当社技術を付加したソリューションサービスであり、それに向けた一里塚としての取引であったと評価できる。また、K 事業本部長は「ただ商流の間に入るだけではブローカーに過ぎず、当社にとって良いことではない」とし「今後は当社も GPU を売れるようになると考えた」と述べる。K 事業本部長の上記の説明は、コンテナの購入と売却それ自体が、当社にとって実現したい取引そのものではなく、将来の事業展開に向けた足がかりとして位置づけられていたことを示すものである。提供すべきサービスの本質は、あくまでコンテナ内に格納された GPU サーバーと、それに化体されたセキュリティシステム等の情報技術資産であり、それを保護・運用する外枠としてのコンテナではないことの認識が当初よりあったと推認できる。

一方で、X 社社長は、自社が提供するものはコンテナという箱だけではなく、サーバーを安全に保全する設備と日々の DC 運用までを含む一体の資産であると述べており、最終エンドユーザーからの資金回収を実現する事業モデルの中核を担っているものと推認できる。

(2) パートナー企業

当社は、Y 社を介して X 社を含む新たな取引関係を構築し新事業開拓のきっかけをつかむに至った。X 社は、取引関係を構築するにあたり、将来の事業提携を見据えた協働事業者となり得る

かどうかを見極める方針を採っており、当社も、まず物財としてのコンテナを購入することを通じて関係の構築を図ったものである。

売買契約の上では、売却したコンテナの所有権の移転を認めつつも、X 社社長は、売却後の目的物を他所へ移して転売することは認められない旨を述べており、契約上の定めによらない事実上の制約が存在したことがうかがわれる。この制約の存在が、本件各取引の本質に重要な影響を及ぼしていると評価できる。

(3) 取引価格形成と X 社への還流

価格の形成については、Y 社社長が、販売価格は買い手である X 社の購入意向により決まるものであり、価格は同社長が決めていた旨を述べ、K 事業本部長も、当社の関与は一定水準の利鞘の希望を伝える程度であった旨を述べる。他方、J 社長は、本件各取引の利鞘は、仕入代金の先行負担と回収不能リスクの引受けへの対価として一定水準以上の利幅を基準に求めたものと説明する。これらの供述を総合すると、当社に生じた粗利は案件ごとにばらつきがあるものの、その水準は、当社が目的物の市場価値を評価して販売価格を設定した結果ではなく、対仕入額に対する利幅（資金負担・与信リスクの対価率）として、相手方との交渉ないし希望の伝達を通じて決められたものと認められる。このように、交渉の対象が目的物の価格そのものではなく利幅の水準であったことは、当社の差益が、目的物の売買差益というよりも、資金の拠出とその回収に対する対価としての性格を有することを裏付けるものである。

また、コンテナの還流について Y 社社長は、2026①および②取引につき、当社からの購入のうち、「仕入れた物は短い期間で X 社に売って（資金を）回収しています」と述べており、当社側の認識は別として、客観的な商流としては、当社が X 社から購入したコンテナが、Y 社グループを経て X 社に戻ったことが明らかとなり、さらに明示的ではないにしても、当事者間においては予定された取引であったことが推認される。

(4) 契約の結合

本件各取引のうち、2026③・⑤の各取引は、XA 社から購入した資産を X 社に売却する取引であった。前記第 2（前提事実）のとおり、X 社と XA 社は資本関係を有する企業である。収益認識に関する会計基準第 27 項には同一顧客とみなしうる相手先とほぼ同時に締結した複数の契約について、一定の要件を満たす場合には、契約を結合し、単一の契約とみなして処理する方法が定められている。1 つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受けることが、適用要件の一つに挙げられており、本件契約組成の実態に鑑み、単一契約とみなすことができると考える。したがって、経済実態を写し取る「会計」の観点からも X 社グループから購入した資産は、当社保有期間を経て X 社グループへ還流することを当初から意図した契約とみることができる。

(5) 小括

以上より、サーバーの入れ物としてのコンテナは、そのみではエンドユーザーに訴求する商

品たりえず、サーバーの機能発揮にとって有利な環境設定と、その運用ノウハウとが組み合わさって商業的価値を生むと考えられ、エンドユーザーがつくまでの物財にかかる権利の移転は、最終的・構造的に X 社に還流することが当初から構想された取引であると考えられる。また、X 社が商流の設計を主導する事業環境下での個別取引は、同社の意向が強く働いていることが推定される。会計上で表現されるべき各取引にかかる経済実態は、これらを前提に整理されるべきである。

3 コンテナに対する支配と当社が提供する付加価値

本件各取引について、当社は必ず「仕入」という物財の購入取引から開始するが、この取引は会計上どのように認識されるかが問題となる。

(1) 買戻しについての認識

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 14 項では、支配の移転を検討する指標が掲げられているが、同項(3)においては、物理的占有が資産に対する支配と一致しない場合があることを示唆している。さらに同適用指針第 69 項においては、売り手である企業が商品又は製品を買い戻す義務あるいは権利を有する場合には、買い手である顧客は当該商品又は製品に対する支配を獲得していないことが示されている。さらに同項では売り手側の会計処理を謳うものであるが「商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格以上の場合には、当該契約を金融取引として処理する」ことが明記されている。

当社が実際に取り交わした契約には、売り手側による買戻しの定めは明記されておらず、当社側関係者が買戻しの約束ないし予定を認識していたと認めるに足りる証拠もない。しかし、本件各取引の目的物は、順商流取引（2025 年①・②及び 2026 年③・④・⑤）においても、その調達経路をたどれば、X 社が各仕入先から仕入れ、又は外注して組成したものであって（前記第 4 の 2 (2)）、2026 年③・⑤取引についても、目的物であるコンテナの XA 社における調達元が X 社であることが確認されている（前記第 4 の 3 (2)）。当社は、これらを Y 社又は XA 社を介して取得したうえ、再び X 社に販売しているのであるから、法形式上の売主が誰であるかにかかわらず、目的物は、客観的には、その出元である X 社に還流する構造にあったものであり、X 社は、自ら組成した目的物を実質的に買い戻したものと評価される。契約当事者の関係性、商流全体の構造及び過去の取引実績に照らせば、目的物が最終的に X 社側に還流することは、本件各取引の構造上予定されていたものと認められる。収益認識に関する会計基準は、取引をその法的形式ではなく経済的実質に即して評価することを求めているから、会計上の支配の有無は、契約書の文言や当事者の主観的認識ではなく、このような取引の客観的な構造と経済的実質に照らして判断されるべきものである。

したがって本件各取引を、収益認識に関する会計基準および同適用指針に照らし、物財を購入する側の当事者としての会計処理にあてはめると、当社は当初の購入取引においてコンテナを経済的に支配していないと考えられる。このため、当該取引は、会計上、資産の取得及びその販売としては認識されない。

財に対する支配を獲得していないとした場合、その会計上の整理としては、当社を売買の当事者としつつ代理人と位置づけて差益のみを収益として認識する処理（純額計上）と、財の移転を伴わない資金の拠出及び回収として認識する処理（金融取引）とのいずれもが導かれ得る。当委員会は、当社が目的物の調達・製造・販売のいずれの局面においても実体的に関与しておらず、その得た差益が拠出額及び期間に対応する性格を有することに照らし、当該取引に伴って実際に発生した資金移動は、金融取引として認識することが相当であると判断する（後記4(1)）。ただし、純額計上による処理を排除するものではない（後記5）。

(2) 当社提供付加価値への期待と実際

当社が締結した契約のうち、当社が売り手となったものの中には、コンテナ以外に物財・サービスの提供を約したものが存在する。これは当事者間の想定および期待のとおり、当社による提供付加価値を構成する。すなわち、J社長が耐量子暗号の装置と述べる「セキュリティシステム一式」の提供は、収益認識に関する会計基準に則して認識すれば履行義務として識別され、履行義務の充足によって収益を認識する（同基準第35項）。なお、セキュリティシステム一式は、顧客がコンテナ等の目的物とは独立にその便益を享受し得るものであり、契約上も他の給付から区分して識別することができるため、別個の履行義務に該当する（同基準第34項(1)(2)、適用指針第6項）。当該部分は、「導入はこれからになる」とのJ社長の証言にあるように、未履行の状態にある。

会計上は、資金授受の差額として認識された利得総額のなかに、当該履行義務に係る部分が含まれており、その部分は履行義務が果たされるまでは収益として認識されるべきではない。差額利得のうち、本件各取引における付加価値提供という履行義務は「契約負債」となるが、それをどのように「測定」すべきかが課題として残されている。

4 取引実態を反映する会計処理

(1) 本件各取引の経済的実質

このような事業構造を前提として本件各取引の経済的実質をみると、次の各事実が認められる。すなわち、①当社の機能は、仕入代金の先行支払（資金の拠出）と数か月後の販売代金の回収に尽きており、目的物の調達・製造・販売のいずれの局面においても実体的な関与がない。②仕入れの時点で販売先・販売価格・回収時期が確定しており、当社の得る差益は、拠出額に対する期間対応の確定利回りとしての性格を有する。現地調査の過程で対照した各契約書の内訳表によれば、2025年①・②及び2026年④の各取引において、当社の仕入価格と販売価格は、項目・数量・備考の記載を同一としたまま単価のみが一律に高く設定されており（工事費等は同額のまま）、差益が目的物や役務の個別の価値に対応するものではなく、拠出額に対する一律の上乗せであったことが客観的に裏付けられる。③支払サイトは取引先の資金需要に応じて設計・変更され、逆商流取引については取引相手方（Y社社長）自身が資金融通としての意義を自認している。④2026年③取引は、XA社に対する資金の提供の依頼（第4の3(2)）を発端として組成され、実行された仕入代金の額はこの依頼額と一致する。なお、J社長自身、当社の利鞘が仕入代金の

先行負担と回収不能リスクの引受けを十分にカバーするものであることを考慮して合意したものと説明している。J 社長の認識としては、これは財の販売に伴う対価であるが、その水準が、目的物自体の価値ではなく、資金の拠出額・負担期間及び引き受けたリスクに対応して定められたことは、差益が経済的実質において資金負担・与信リスクの対価としての性格を有するとの前記の評価と整合する。さらに、J 社長が、2026 年 2 月 21 日、逆商流取引の各契約書について「機能としてはユーザンス提供に留まっているように見え（与信リスクは取っている訳ですが）、金融仲介のように見えなくもありません」として総額計上の可否を経理部門に確認していたこと（第 4 の 3 (1)）は、取引の経済的機能に関する同様の見方が、取引の当時、経営トップにも存在したことを示している。

これらの事実を照らすと、本件各取引においては当社が顧客に移転すべき財・サービス（前記 3 (2)の未履行の履行義務に係る部分を除く。）の実体はなく、その経済的実質は、取引先の資金需要に応じて資金を拠出し、期間に応じた対価を得て回収するという金融取引であったと評価するのが相当である。

なお、この評価は、当社が商流において果たした機能と差益の性格に着目したものであり、X 社自身の資金繰りの状況（X 社社長は、X 社自身は資金繰りに困っていない旨を述べる。第 4 の 8 (6)）を前提とするものではない。資金需要の主体が X 社自身であったか、XA 社・Y 社等の商流上の他の当事者であったかは、この評価を左右しない。

(2) 金融取引としての具体的な会計処理

具体的には、当社が拠出した仕入代金相当額は、売上原価・棚卸資産ではなく、金銭債権（「預け金」等の科目）として計上する。当社が得た差益の大半は、商流に介在して資金負担・与信管理等の役務を提供したことの対価として、「手数料」として認識する。金融取引であることから、手数料は回収時の一時点で認識するのではなく、資金融通の期間に応じて認識することが合理的である。また、手数料は当社がソリューション事業の一環として営業目的で行った取引から生じたものであるから、財務活動から生じる営業外収益ではなく、営業収益（売上高）として表示することが相当である。なお、前記(1)における「金融取引」との評価は、資金の拠出と回収というこれらの取引の経済的実質を指すものであり、当該取引が当社の主たる営業活動の一環として行われたことと矛盾するものではない。

また、差益の一部は未履行の「財貨・サービスの提供」に相当するものとして、履行が完遂するまでは負債に「契約負債」として留保され、履行が果たされた際に「売上高」として会計処理することが相当である。ただし、手数料と契約負債との配分額は現時点では算定されておらず、例えば、類似の資金取引による差益相当額（期間及び残高に対する比率を同一水準と仮定して算定したもの）を超える部分を財貨・サービスの提供に相当する部分とする方法などが考えられる。

(3) 「預け金」処理と法的評価との関係（二層構成）

前記第 5 の 3 のとおり、本件各取引は私法上有効な売買であり、当社が金銭消費貸借の意思で資金を交付したのではない。したがって、会計上の科目としても、貸付けの意思表示を前提と

する「貸付金」ではなく、売買の形式を通じて実質的に拠出された資金であることを示す「預け金」等の科目によることが、法的評価との整合の観点からも相当である。法的に有効な売買であることと、会計上その経済的実質に着目して金融取引として処理することとは、矛盾するものではない。

5 会計処理の選択について

本件各取引の個々の局面には、評価の分かれ得る要素（当社の検品への関与、粗利の折衝への関与、協業準備としての事業目的等）が存在する。しかし、会計上の評価において総額計上を基礎づけるためには積極的な根拠を要するのであり、疑義が残る場合にこれを維持することはできない。当委員会としても、前記2から4までの各事実を照らし、評価が分かれ得ることを理由に総額計上を維持する余地はないと判断し、より保守的かつ実態に即した金融取引としての処理によることとした。

他方、本件各取引の会計処理については、純額計上によるという考え方もあり得る。前記3(1)のとおり、財に対する支配を獲得していないことから、代理人としての純額計上と金融取引とのいずれもが導かれ得るところ、当委員会が金融取引としたのは、本調査により把握した商流の全体及び目的物の出元に関する事実を踏まえ、これが取引の経済実態を適切に表現できると考えたことによる。もっとも、本件各取引には売主による買戻しの定めが存在せず、目的物がX社側に還流する構造にあることは、商流の全体を把握して初めて明らかとなる事柄であった。この点を重視すれば、当社を売買の当事者としつつ、その機能に照らして差益のみを収益として計上する（純額計上による）という処理も成り立ち得る。当委員会としては、前記4の評価に基づき金融取引としての処理を相当と考えるが、純額計上による処理を排除するものではなく、いずれによるかは、当社及び会計監査人において改めて検討されることが相当である。

6 三案件の比較（2023年取引・2024年GPU案件・本件各取引）

当社のGPU関連取引の収益認識を通観すると、次の対比が成り立つ。

	2023年取引	2024年GPU案件	本件各取引
当社の物品取得	国内業者介在・現物取得なし	自ら輸入（輸入許可通知書）	現物取得・占有なし
当社の実作業	なし	ソフトウェアのインストール・納品	なし（設定作業未実施）
会計処理	純額（前々任監査法人と協議）	総額（前任監査法人のドラフト）	総額（先例への依拠）
当委員会の評価	—	総額計上に相応の根拠	総額計上不可・金融取引

本件各取引の実態は、当社が現物を取得せず実作業も行わなかった2023年取引に近く、2024年GPU案件とは前提事実を異にする。それにもかかわらず、本件各取引は2024年GPU案件の先例に依拠して総額計上された。2023年取引が当時の前々任監査法人との協議により純額とされていたことを踏まえば、本件各取引の収益認識は、その実態に即して検討されていれば総額計上に至らなかったはずのものである。

7 訂正の方向性及び影響（委嘱事項④）

以上の評価に基づく訂正の方向性は、次のとおりである。金融取引として評価する場合、①2025年12月期：2025年①・②取引に係る売上11億8,662万円及び対応する売上原価11億円を取り消し、期末に残存する拠出資金を預け金等に振り替え、差益のうち当期帰属分（2,538万円）を手数料（営業収益）として計上する。②2026年12月期（四半期・中間）：2026年①～⑤取引について同様の処理を行う。訂正による年度別・科目別の影響の試算は、別紙4のとおりである（未履行の履行義務に対応する契約負債の額は、前記4(2)のとおり別途の算定を要する。）。純額計上による場合の処理及びその影響については、前記5及び別紙5のとおりである。

本件各取引以外に、同種の処理（総額計上の取消し）を要する類似取引（委嘱事項③）は確認されなかった。なお、2026年⑥・⑦取引（第4の9(3)）は、代金の全額が目的物の完成・検収前に支払われている点など本件各取引と共通する性格を有するものの、当社が目的物を自社の固定資産として取得・保有する取引であって転売差益の売上計上を伴わず、かつ、既に開示された財務諸表等（2025年12月期及び2026年12月期第1四半期）にはいずれも反映されていないから、訂正の要否の検討対象とはならない。もっとも、2026年⑥取引は提出予定の半期報告書の対象期間（2026年6月）に属するため、その会計処理（固定資産計上の当否、賃貸借の性質決定（セール・アンド・リースバック該当性を含む。）等）は、今後の開示の作成に際して、当社及び会計監査人において検討されることが相当である。

第7 原因分析

本件において、当社側に不正の意図なくとも、誤った会計処理（総額計上）に基づく財務諸表が作成・開示されたことは事実である。その原因を、当社側の直接原因、背景原因及び会計監査人側の問題に分けて分析する。

1 直接原因：新類型取引の会計処理に関する組織的検討の欠如

本件各取引は、当社にとって新規の種類の取引であるうえ、その規模も、7件合計35億524万円に及び、各取引の差益の合計2億7,524万円は当社の年間営業利益（2024年12月期（連結）3億3,188万円）に匹敵するという、大規模なものであった。それにもかかわらず、その収益認識は、2025年10月17日のミーティングにおける口頭のやり取り（「設定作業はすると思う」「設定作業を行うのであれば総額計上が可能」）と、スキームの異なる2024年GPU案件の先例への依拠のみによって事実上決定された。取締役会が求めたポジションペーパーの作成すら履行されず、その後、取引が7件・35億円規模に拡大する過程でも、会計処理を見直す機会は設けられなかった。

とりわけ重要なのは、総額計上の根拠に関する理解が、関係者ごとに異なったまま放置されたことである（第4の8(10)）。「設定作業を行うから総額」（M財務経理部長・稟議書）、「所有権を持つなどすれば総額」（Q監査等委員）、「設定作業などが必要になるから契約書に記載」（J社長）という各人各様の理解は、いずれも、取引の実態・本質的確な把握にも、収益認識

基準への正確な当てはめにも基づくものではなく、かつ、相互に検証されることがなかった。その結果、①実施されるか未確定の設定作業が契約条項化され、②その履行を管理する仕組みが機能せず、③履行がないまま「作業完了」と記載された本件納品書が発行されるという一連の事態が、誰にも問題として認識されないまま進行した。なお、稟議上の経理意見には、総額計上の方針とその理由（与信リスクの負担・設定作業の実施）が記録された例があるが（第4の6(2)）、収益認識基準への当てはめを欠く結論のみの記録にとどまる。

2 直接原因：会計監査人との協議の不十分さ

当社と前任監査法人との間の協議は、口頭に依存し、書面化されなかった。M 財務経理部長は担当会計士との間で電話によるやり取りを重ねていたが、本件各取引固有の事実関係（2024 年 GPU 案件との前提の相違、設定作業の内容と履行状況）を明示した書面による検討は、双方いずれからも行われなかった。当社側には、監査法人から明確な指摘がないことをもって「追認された」と受け止める姿勢があり（M 財務経理部長）、論点は解消されないまま潜在化した。

これに関連して、2026 年 5 月に予定された前任監査法人による X 社新潟拠点への往査についても、当社は、取引先との事前打合せが整わないことを背景として延期を申し入れた上、監査人の質問事項一覧を取引先に事前に共有し、想定問答を作成・確認するという対応をとった（第4の7(1)・(2)）。これらの対応が事実の隠蔽を意図したものであったことを示す証拠はないが、監査人による直接確認の機会を遅らせ、その心証形成にも影響を及ぼしかねないものであり、監査対応の在り方として適切を欠いた。

3 背景原因

上記の直接原因の背景として、次の各事情が認められる。

- ① 取締役会の指摘事項のフォローアップの欠如：2025 年 10 月 23 日の取締役会で求められた仕入元の確認・報告は実行されず、監査等委員会側もこれを追跡しなかった。指摘・質疑が「言いつばなし」となる運用が、商流全体の把握の欠如を放置した。また、仕入元を台湾からの仕入に切り替えるとの方針が先に示されていたにもかかわらず、これが実行されないまま Y 社からの仕入れが継続し、2026 年 5 月 21 日の取締役会でその旨の指摘を受けたこと（第4の7(3)）も、決定された方針の実行が追跡されない同様の運用の一例である。
- ② 契約書類・証憑管理の甘さ：取引金額が当社の年間営業利益（前記1）を上回る最初の契約が、検討の開始から約 1 か月で締結され、目的物の特定、危険負担、遅延損害金等の基本的な条項の整備が不十分であった。引渡し時点の現物特定・記録も行われず、監査上の疑義を招く素地となった。この点に関しては、取引開始前の 2025 年 10 月 15 日、O 総務担当取締役が、最初の取引の契約書ドラフトについて「だいたい雑な契約書なので、監査法人的にどうかと」「製品を特定するシリアル番号などがない点は問題かも」との認識を社

内チャットで示していたことが確認されており、問題意識が社内存在したにもかかわらず、契約書の整備や現物特定の記録化に結びつかなかった。

- ③ 稟議・与信管理体制の陳腐化：稟議規程は SMS 事業を前提とした承認フロー・金額基準のままであり、新規事業における大規模取引を審査する体制を欠いていた。実際にも、本件各取引の稟議書は、仕入先・販売先と簡単な背景の記載にとどまる最低限の情報で申請され、上層部には別途話が通っていることを前提に、差し戻しを受けることなく承認される運用であった（L 担当課長）。また、業務委託者である K 事業本部長は役員クラスの承認権限を有していたが、その承認は担当者との口頭又は Teams 上の了解によって事実上行われ、システム上の承認は他の役員が代わって行うことが多かったとされる（L 担当課長）。承認手続が実質的な審査として機能していなかったことは、前記 1 の検討の欠如を手続面から放置する結果となった。当委員会が入手した稟議書類も、この点を裏付ける。稟議権限表上、グループ売上の 10% 程度に影響のある「重要な契約の締結・申込」は取締役会決裁事項とされているにもかかわらず、本件各取引の稟議 7 件は、ワークフローシステム上の承認経路がいずれも「社長決裁」とされており、個別の取引の実行について取締役会の決議を経たことが議事録上確認できるのは、2025 年①取引並びに 2026 年⑥・⑦取引にとどまる。もっとも、これは取締役会が本件各取引に関与していなかったという趣旨ではなく（2025 年②取引の取締役会への報告のほか、取引の状況や外観上の懸念が取締役会で報告・議論されること自体はあった。前記第 5 の 4）、稟議権限表の定めに従って個別の取引を取締役会の決議事項として付議する運用が確立していなかったことを意味する。この点について M 財務経理部長は、ワークフローシステム上、課長職が起案する稟議には承認経路「取締役会」を設定できない仕様であったためと説明しており、この説明自体、権限表とシステムとの不整合という不備の存在を示すものである。また、契約書の記載日付や支払期日が稟議の申請・決裁と前後又は近接する例が複数あり、2025 年①取引では、取締役会当日の夜に稟議が申請され、翌朝に決裁、同日中に仕入代金全額の支払が実行されるなど、稟議が実質的な事前審査として機能する時間的余地を欠いていた。
- ④ 事業部門の実態把握の欠如：取引を組成した K 事業本部長は契約・会計に関与せず、事務を担った L 担当課長は取引の実態を十分理解しないまま手続を進め、経理を担った M 財務経理部長は事業の意思決定に関与しないという分業構造の下で、取引の全体像（商流・実作業の担い手・設定作業の実施状況）を把握する者が不在であった。取引価格についても、他社比較等による検証は行われず、X 社側の「特価」との説明に依存していた（L 担当課長）。
- ⑤ 新規事業参入への焦り：当社には、SMS 事業の収益成長鈍化予測を背景とする危機感から、X 社を起点とする商流と Y 社を中心とする商圈への参入を急ぐ姿勢があり（第 4 の 1）、事業構造の全体像の把握や個別取引の会計処理の検討よりも、取引の実行が先行し

た。この拙速さに歯止めをかけるべき審査・けん制の仕組み（前記①から④まで）は、いずれも機能しなかった。

4 会計監査人側の問題

本件の原因は、当社側のみに帰せられるものではない。当委員会が認定した事実による限り、会計監査人であった前任監査法人の監査対応についても、次の各点を指摘することができる。

- ① 情報への接触と収益認識に関する指摘の時期：前任監査法人は、2025年9月12日の照会メールにより本件スキームの端緒に接し、M財務経理部長から口頭で取引開始の説明を受け、遅くとも2025年12月期の期末監査においては、本件各取引に係る売上合計11億8,662万円を含む財務諸表を監査の対象としていた。それにもかかわらず、同法人が本件各取引の収益認識について具体的な指摘・質問を行ったことを示す事実は、2026年5月10日より前には確認されない。M財務経理部長も、期末監査における本件各取引に関する監査手続は、売上証憑のサンプル徴求に本件各取引の請求書等が含まれた限度であり、収益認識に関する質問や確認事項の提示はなかったと述べる。期末監査の質問・依頼資料リスト（合計58項目）にも、本件各取引の収益認識に関する質問・資料依頼は含まれていない（第4の7(1)）。
- ② 先例との前提事実の相違：前任監査法人は、2024年GPU案件について自らドラフトを作成して総額計上を妥当としており、同案件の前提（当社が輸入者として現物を取得し、実作業を担うこと）を了知していた。本件各取引がこれと前提を異にすること（当社が現物を取得せず、実作業を担わないこと）は、監査上通常入手すべき契約書・証憑（現状有姿条項、新潟拠点所在の目的物、販売先確定の商流）から認識し得たはずである。加えて、本件各取引の収益認識は、設定作業の実施の有無のみによって左右されるものではないから（第5の2(3)・第6）、取引開始時の口頭の照会に対して「設定作業を行うのであれば総額計上が可能」との整理が示されているが、本人・代理人の判定には、取引の実態の確認を要するものであった。
- ③ 検討文書（ポジションペーパー）の徴求：担当会計士はM財務経理部長に対しポジションペーパーの準備を求めながら、期末監査においてその提出を求めなかった。検討文書が作成されなかったことの第一次的な問題は会社側にあるが、新規かつ大規模な取引（重要かつ通例でない取引）の収益認識に係る検討文書は、徴求されないまま監査が了されている。
- ④ 疑義提示後の対応：2026年5月の疑義提示後、X社への往査・Y社との面談を実現しないまま監査契約の解除に至った。前任監査法人は、日程の再調整を求めたが当社側から設定の連絡がなかったと説明する。もっとも、フォレンジック調査により確認された経過によれば、当社側では資料の提出と日程調整が進行しており、辞任決議の当日朝の時点でも、当社が送付した面談日程候補への同法人の返信が未了であった（第4の7(3)）。監査契約の解除は、疑義の解明に係る手続が完了する前に決議されている。また、監査調書の提

示・返却や特別調査委員会の設置を巡る事実経過については、監査等委員の供述と同法人の説明とが食い違っている（第4の7(3)・(4)）。

- ⑤ 小括：財務諸表の作成責任は第一次的には経営者にあり、本件の直接の原因が当社側の内部統制上の問題（前記1から3まで）にあることは言うまでもない。ただし、前任監査法人が、2024年GPU案件との前提事実の相違を踏まえ、遅くとも2025年12月期の監査の過程で本件各取引の収益認識を論点化し、検討文書の提出を求めていれば、総額計上のまま財務諸表が作成・開示されることはなかったものと推認される（J社長も、指摘があれば「その時点で純額にしていました」と述べる。）。なお、当委員会は、前任監査法人に対し、質問状により書面回答及び面談による説明の機会を提供し、同法人から監査契約の解除に至る経緯等に関する回答書の提出を受けたが、疑義の提示前の監査対応については、同回答書に言及がない（第1の6）。

5 原因分析の総括

本件の直接の原因は、①新類型・大規模取引の会計処理を組織として検証する仕組みの欠如、②会計監査人との協議の口頭依存と書面化の欠如及びこれらの背景にある審査・けん制の仕組みの不全（前記1から3まで）という、当社の内部統制上の問題にある。財務諸表の作成責任は第一次的に経営者にあり、本件各取引の収益認識を自ら検証すべきであったのは当社である。もっとも、当社が総額計上の前提としたのは、取引開始時の口頭の照会に対して会計監査人から「設定作業を行うのであれば総額計上が可能」との整理が示されたことであった。本件各取引の収益認識は、そもそも設定作業の実施の有無によって左右されるものではないにもかかわらず（第5の2(3)・第6）、この誤った整理は、その後の監査手続においても論点とされないまま、一連の取引の会計処理の前提とされ続けた。当社の内部統制が機能するか、又は会計監査人が収益認識を適時に論点化していれば、誤った財務諸表の作成・開示は防止し得たものと考えられる。なお、監査等委員会は、2025年12月期の監査結果の報告において、会計監査人から、新規取引について収益認識基準に照らして妥当か否かを検討した結果問題となる事項は発見されなかった旨の報告を受けており（前記第4の7(1)）、本件各取引の収益認識を疑うべき契機はなかったというべきである。

第8 再発防止策の提言

前記第7の原因分析に対応して、当委員会は、当社に対し、次の施策を提言する。

- ① 新類型取引に係る会計論点管理プロセスの構築（原因1に対応）：新規類型又は一定金額以上の取引を開始する際に、収益認識その他の会計論点を特定し、経理部門による書面での検討（必要に応じて外部専門家の意見取得）と会計監査人との事前協議を経ることを稟議の必須要件とする。契約条項（本件の設定作業条項のような、履行を前提とする条項）と業務実態との整合を、契約審査の段階で確認する。

- ② 会計監査人とのコミュニケーションの文書化（原因２及び原因４に対応）：会計監査人との重要な協議は、協議事項・監査人の見解・会社の対応を記録した文書を作成し、双方で確認する運用とする。口頭の了解をもって処理の根拠としない。当該文書は、監査等委員会にも共有する。
- ③ 取締役会指摘事項のフォローアップの制度化（原因３①に対応）：取締役会・監査等委員会における指摘・質疑への対応状況を一覧化し、次回以降の取締役会で報告することを義務づける。
- ④ 契約管理・証憑管理の強化（原因３②に対応）：一定金額以上の契約について法務審査を必須とし、目的物の特定・危険負担・担保等の必須条項をチェックリスト化する。物品取引については、引渡し時点における現物特定（シリアル番号等）と記録を業務フローに組み込む。
- ⑤ 稟議・与信管理体制の刷新（原因３③に対応）：事業の多角化に対応した稟議規程・与信管理規程の改定を完了させ、新規事業の大規模取引に対応した審査基準を整備する。
- ⑥ 事業部門・管理部門の連携（原因３④に対応）：新規取引について、事業・法務・経理を横断して取引の全体像（商流・役務の実態・会計処理）を確認する会議体を設置する。あわせて、内部監査室による新規事業・大規模取引を対象とする業務監査を強化し、監査等委員会・会計監査人との三様監査の連携の中で、事業部門へのけん制機能を実効化する。

第９ 結語

当委員会の調査の結果、本件各取引は、目的物が実在し、決済が履行され、円環の外部に実需の存在が認められる、法的に有効な売買取引であり、架空取引にも、売上・利益の水増しを目的とする不正な循環取引にも当たらないと認められた。当社役職員に意図的な粉飾の意図も認められなかった。

他方、本件各取引において当社が果たした機能の実質は、取引先の資金需要に応じた資金の拠出と回収にあり、会計上は金融取引として、拠出資金を預け金等の金銭債権、差益を手数料（営業収益）として処理すべきであり、仮に当社を売買の当事者とみるとしても、収益認識基準の適用上は代理人と位置づけ、純額で売上を計上すべきであった（第６の５）。したがって、本件各取引について対価の総額 35 億 524 万円を売上高として計上したことは誤りであり、手数料相当額ないし売買の差益額のみを売上高（営業収益）として計上すべきであったから、財務諸表の訂正を要する（年度別の影響額は、第６の７及び別紙４・別紙５のとおりである。）。

この誤りは、不正によってではなく、設定作業を行えば総額計上が可能であるという収益認識に関する誤った整理が、新類型取引の会計処理を組織として検証する仕組みの欠如と、会計監査人との協議の不全という当社の内部統制上の問題の下で、検証されないまま維持されたことによって生じた。同時に、会計監査人であった前任監査法人においても、取引の情報に接しながら、その収益認識が適時に論点とされることはなかった。疑義の提示後については、往査・面談が実

現しないまま監査契約の解除が決議された（第7の4）。

当社が資本市場の信頼を回復する道は、速やかな訂正と、前記第8の再発防止策の着実な実行にある。当委員会は、当社がデータセンター関連事業への本格参入を企図する現在であればこそ、取引の実態と会計処理、契約と業務、事業部門と管理部門とを一致させる規律を確立することを強く求めるものである。

以上

別紙1 本件各取引一覧（商流図付き）

金額は税抜。「回収」欄の日付は実際の入金日（会計帳簿による。）。

区分	商流	目的物	仕入（契約日）	販売（契約日）	支払日	納品・回収（決済方法）
2025①	Y社→当社→X社	コンテナ型DC（GPUなし）	2025/10/18	2025/10/22	2025/10/24	納品 2025/12/15／ 回収 2026/4/30（振込）
2025②	Y社→当社→X社	GPU 入コンテナ・工事費	2025/11/18	2025/11/25	2025/11/27・ 12/10	納品 2025/12/15／ 回収 2026/3/31（振込）
2026①	X社→当社→Y社	GPU サーバ入コンテナ一式	2026/2/20	2026/2/24	2026/2/27	納品 2026/3/13／ 回収 2026/5/29（振込）
2026②	X社→当社→YA社	GPU サーバ入コンテナ一式	2026/2/20	2026/2/24	2026/2/27	納品 2026/3/13／ 回収 2026/3/31（振込）
2026③	XA社→当社→X社	コンテナ＋空調＋セキュリティ	2026/3/26	2026/3/26	2026/3/31	納品 2026/4/16／ 回収 2026/6/30（振込）
2026④	Y社→当社→X社	GPU 入コンテナ・工事費	電子締結 2026/4/10（本文日付 2025/11/18）	2026/4/8（修正版）	2026/4/15	納品 2026/5/12／ 回収 2026/7/24（2026年⑦の固定資産購入代金との相殺）
2026⑤	XA社→当社→X社	コンテナ＋空調＋セキュリティ	2026/4/27	2026/4/27	2026/4/30	納品 2026/5/31／ 回収 2026/7/27（振込）

順商流（2025①②・
2026④）



順商流（2026③⑤）



逆商流（2026①②）



※ 目的物は各取引を通じてX社新潟拠点に所在（物理的な移動なし）。当社は各取引で仕入代金を先行して支払い、約1～6か月後に販売代金を回収した（2026④のみ2026年⑦取引の固定資産購入代金との相殺により決済）。なお、7件の合計は、仕入額32億3,000万円、販売額35億524万円である。

別紙2 時系列表（2025年2月～2026年9月）

区分：取引＝本件各取引・関連取引の契約/実行、会計＝計上・決済、監査＝会計監査人対応、取会＝取締役会・稟議、開示＝適時開示・プレスリリース、委員会＝内部調査・当委員会、前提＝背景となる前提事象、関連＝関連事項（Y社株式の取得等）。

日付	区分	事象
2025/2/10	開示	中期経営計画公表（ソリューション事業を収益構造改革の柱と位置づけ、売上構成比 35% 目標・ハード・アンド／プラス・サービス戦略）
2025/3/14	開示	事業計画及び成長可能性に関する事項を公表
2025/4 月	前提	Y 社社長側の会社が Y 社の全株式を取得（Y 社社長体制の発足）
2025/7-8 月	前提	Y 社が第三者割当増資による資金調達を開始
2025/8/21	開示	提携先の米国セキュリティ技術企業との資本業務提携基本合意を公表（耐量子暗号分野への本格参入）
2025/9/12	監査	K 事業本部長が構想を社内共有。L 担当課長が前任監査法人の当時の担当者に投資家側税務（即時償却）を照会
2025/10/3	取引	J 社長・L 担当課長が米国の水冷システムメーカー（コンテナ DC 用水冷装置）を視察
2025/10/16-17	取引	商流（Y 社→当社→X 社）と契約書雛形の共有（10/16）。社内ミーティング（10/17・総額/純額の議論、「設定作業はすると思う」との発言）
2025/10/18-24	取引	2025①契約（上流 10/18・下流 10/22）、稟議（10/21）、取締役会決議（10/23・Q 監査等委員が仕入元確認を要求。設定作業条項の挿入へ）、仕入計上・支払（10/24）
2025/11/18-12/10	取引	2025②契約（上流 11/18・下流 11/25）、取締役会報告（11/20）、仕入計上（11/26）、支払（11/27・12/10）
2025/11/21	開示	当社と提携先米国企業との合弁会社設立登記（12/19 公表）
2025/12/15	取引	第 1 回現地検品（J 社長・K 事業本部長・L 担当課長）。2025①②の納品
2025/12/31	会計	2025①②の売上合計 11 億 8,662 万円を計上（その他売上）
2026/1/21	関連	Y 社社長が Y 社株式の一部を引き受け
2026/1/22	取会	取締役会（ソリューション事業の資金需要。循環取引に見えないか等の議論、支払サイト最長 3 か月への短縮方針）
2026/2/20-27	取引	2026①②（逆商流）契約（上流 2/20・下流 2/24）、仕入計上（2/26）、支払（2/27）
2026/2/26	取会	取締役会（Y 社への出資の検討を報告・債務超過の明示）
2026/3/6	監査	X 社売掛金残高確認状の対応完了（回答遅延・再発行を経て）
2026/3/13	取引	第 2 回現地検品。2026①②の納品
2026/3/23	開示	当社・当社と提携先米国企業との合弁会社・X 社・XA 社の 4 社業務提携を公表
2026/3/24-31	監査	前任監査法人から X 社の 3 月入金・登記住所相違のフォロー要請（3/24）。3/31 に初回入金・証憑提出
2026/3/25	開示	事業計画公表（GPU サーバー大型案件の検収完了が売上に寄与した旨の記載）
2026/3/24-31	取会	Y 社出資：稟議（3/24 申請・3/26 決裁）→取締役会決議（3/27・全員賛成）→引受契約（3/30）→払込（3/31）。同日、当社と無関係の第三者も同一価額で引受け
2026/3/26-31	取引	2026③契約（3/26）・仕入計上、XA 社へ支払（3/31）。2025②・2026②の代金回収（3/31）
2026/4/8-15	取引	2026④契約（下流 4/8・上流 4/10）、仕入計上（4/13）、支払（4/15）
2026/4/13-14	取会	臨時取締役会（当座貸越枠拡大等）。取引銀行から借入実行（4/14・無担保・期限一括・返済期日 7/31）
2026/4/14	監査	「GPU サーバーについて」資料を前任監査法人に自主提出
2026/4/16	取引	第 3 回現地検品。2026③の納品
2026/4/23	監査	1Q 経営者ディスカッション（特段の懸念指摘なし）。取締役会で P 監査等委員長が与信管理・債権保全の強化を要求

2026/4/27-30	取引	2026⑤契約（4/27）・仕入計上・支払（4/30）。2025①の代金回収（4/30）。2026③の売上計上（4/30）。前任監査法人からX社往査の質問事項一覧（4/27）
2026/5/10-12	監査	前任監査法人のパートナーから取引先の近接性の指摘と質問事項（5/10）。L担当課長・M財務経理部長が新潟拠点でシリアル番号確認（5/12）。X社ヒアリングは延期。第4回現地検品（2026④⑤）。取引銀行借入を開示
2026/5/13-14	監査	J社長と前任監査法人のミーティング（5/13）。第1四半期決算短信公表（5/14・監査法人レビューなし）。J社長がXA社代表取締役コンテナの調達元を確認（5/14）。社内オンライン会議で論点整理、5/25のY社訪問を予定（5/15）
2026/5/18-21	監査	定例ミーティングで監査等委員に疑義を指摘（5/18）。当社と前任監査法人とのオンライン会議（5/20・J社長の指示により設定）。取締役会で疑義の経緯を報告（5/21）
2026/5/27-31	監査	シリアル番号一覧を監査法人に提示（5/27）。前任監査法人社員会で辞任決定（5/28）・特別調査委員会設置要請（5/29）。監査調書提示の場面。2026①の代金回収（5/29）。2026④⑤の売上計上（5/31）
2026/6/2-9	委員会	J社長・前任監査法人面談（6/2）→解除決議（6/3）→辞任通知（6/8）→監査等委員会の調査実施申入書（6/9）→内部調査開始
2026/6/25-26	委員会	内部調査報告書提出。取締役会で2026⑥取引を決議（賛成7・反対1）・売買契約締結。協業・固定資産取得を公表（6/25）。代金前払い・固定資産計上（6/26）
2026/6/30	取引	2026③の代金回収
2026/7/8-21	取引	2026⑥賃貸借契約締結（7/8）。覚書による日付訂正（7/21）
2026/7/23-31	取引	取締役会で2026⑦取引を決議・海外大手サーバーメーカーの日本法人・X社と各契約締結（7/23）。同日本法人へ支払（7/24・27）。2026④売掛金と相殺（7/24）。2026⑤の代金回収（7/27）。X社残額支払・取引銀行借入返済期日（7/31）
2026/7/31	委員会	取締役会決議により当委員会を設置。監査等委員会が一時会計監査人を選任
2026/8/7-14	委員会	当委員会第1回（8/7）。一時会計監査人との第1回打合せ（8/10）。半期報告書の提出期限延長承認（8/14→11/13）
2026/8/18-9/2	委員会	委員会ヒアリング（J社長、K事業本部長、L担当課長、M財務経理部長、R監査等委員、Q監査等委員、P監査等委員長、X社社長及びY社社長）。フォレンジックレビュー開始（8/19）。一時会計監査人との第2回打合せ（8/26）。現地確認（8/27）
2026/9月	委員会	現地確認報告書作成（9/7）。前任監査法人への質問状・Y社社長への照会書を発出（回答期限9/18）。前任監査法人の回答書（9月17日付け）及びY社社長の回答書を受領。補充ヒアリング（L担当課長・M財務経理部長・J社長）を実施（9/18）。当社がX社に売却したコンテナの用途に関する説明資料等をX社から受領（9/22）

別紙3 会計監査人との協議の経緯（時系列）

収益認識に関する会計監査人との協議の経緯。当社と会計監査人（前々任監査法人及び前任監査法人）との間の電子メール、送金・納品・入金記録並びに関係者の供述及び社内記録に基づき、当委員会が作成した。

年月日	当事者	事実
2023/12 末	(2023 年取引)	国内業者介在の GPU 取引を実行。前々任監査法人との協議を経て純額処理
2024/1-2 月	当社⇄前々任監査法人	前々任監査法人は「購入即日売却＝在庫リスクなし」として純額と結論（会社と見解相違）
2024/4/15	当社担当者→元担当会計士	新任の前任監査法人へ初回接触
2024/6/10	L 担当課長→元担当会計士	2024 年 GPU 案件の商流確定を連絡（海外メーカーからの直接輸入・国内事業会社への販売のスキーム図）
2024/6/21	当社→元担当会計士	総額計上を可能とするための要件を照会。元担当会計士は会計基準に則り判断する旨を回答
2024/7/17-18	元担当会計士→当社	「在庫リスク有り」と判断し総額計上とする当社の考え方に異論なし。あわせて経理作成のポジションペーパーを要請
2024/7/26-29	元担当会計士→当社	検討ドラフトを送付（2024 年 GPU 案件のスキーム及び関連証憑に基づき検討する旨を限定明記）。ポジションペーパーを別途要請（→作成の形跡なし）
2025/9/12	L 担当課長→元担当会計士	投資家側税務（即時償却）の照会（当社の会計処理に関するものではない）
2025/9/16-17	L 担当課長・M 財務経理部長⇄担当会計士	投資家側税務の照会が現任の担当会計士に引き継がれ（9/16）、M 財務経理部長が担当会計士との電話で GPU の件に言及（9/17）
2025/10/17	L 担当課長→M 財務経理部長	2024 年 GPU 案件のメールチェーン（総額容認の検討資料）を社内転送。本件各取引の総額計上の根拠に流用
2025/10/22 以前	M 財務経理部長⇄担当会計士	口頭・電話での協議（感覚的には総額計上でよさそうであるが、会計処理を検討したペーパーを準備してほしいとの回答）。2025 年 10 月 22 日の社内チャットに報告記録
2025/10/23	(取締役会)	監査法人と協議し現時点では総額計上が可能との口頭回答を得ている旨の説明のうえ、ポジションペーパーを準備して総額計上の前提で進めるとされるも（議事録）、本件各取引固有のポジションペーパーは最後まで作成されず
2025/12/31	(当社)	2025 年①・②取引の売上合計 11 億 8,662 万円を総額で計上（2025 年 12 月期財務諸表）
2026/1～3 月	前任監査法人	2025 年 12 月期の期末決算監査（本件各取引の売上を含む財務諸表が対象）。この間、収益認識（総額計上の当否）に関する具体的な指摘・質問は確認されない
2026/3/6	当社⇄前任監査法人	X 社に対する売掛金残高確認状の対応完了（回答遅延・再発行を経たもの）
2026/3/24-31	前任監査法人→当社	X 社の 3 月入金の有無及び登記住所の相違に係るフォロー要請。当社は同月 31 日に入金の実事・証憑を提出
2026/4/14	当社→前任監査法人	取引の説明資料を自主提出
2026/4/14-5/8	前任監査法人→当社	2026 年 12 月期の期中の監査手続として質問・依頼資料リストを送付（4/14・4/22・5/7・5/8）。いずれにも本件各取引に関連する質問・資料徴求はない（4/22 の更新版では、投資有価証券（Y 社への出資）の評価に関する手続として、Y 社の株式評価算定資料の提供が依頼され、当社が同日中に提供）
2026/4/20-30	当社⇄前任監査法人	当社から X 社拠点への往査を打診（4/20・5/12 実施予定）。前任監

		査法人から往査質問事項一覧の送付（4/27）。X社側の都合により延期となり、当社が再調整を連絡（4/30）
2026/4/23	当社⇄前任監査法人	第1四半期経営者ディスカッション（本件各取引について特段の懸念の指摘なし）
2026/5/10	前任監査法人→当社	取引先各社の近接性の指摘と質問事項の送付（シリアル番号等への書面上の言及はこれが最初）
2026/5/13	当社⇄前任監査法人	J社長と前任監査法人とのミーティング
2026/5/19-20	当社⇄前任監査法人	2026年①・②取引の総額計上の可否に関する電話確認（5/19）。当社と前任監査法人とのオンライン会議（5/20）
2026/5/25-27	当社→前任監査法人	シリアル番号一覧・Y社の説明資料・入金資料等を提出（5/27まで）。Y社との面談候補日程を送付（5/27）
2026/5/28-6/8	前任監査法人	社員会で辞任を決定（5/28）。特別調査委員会設置の意向の表明により事実上留保（5/29）したもののその後の協議も決裂し（6/2）、解除を再決議（6/3）。辞任通知を発送（6/8）（経緯の詳細は本文第4の6(3)）

別紙 4 訂正影響試算（金融取引への修正）

（単位：千円）

科目	2025 年 12 月期		
連結損益計算書	修正前	修正後	差額
売上高	8,791,215	7,629,974	▲1,161,240
売上原価	6,677,974	5,577,974	▲1,100,000
売上総利益	2,113,240	2,051,999	▲61,240
連結貸借対照表	修正前	修正後	差額
預け金	-	1,100,000	1,100,000
売掛金	2,640,561	1,453,941	▲1,186,620
未収手数料（流動資産その他）	467,602	492,981	25,379
科目	2026 年 12 月期第 1 四半期		
連結損益計算書	修正前	修正後	差額
売上高	2,167,494	1,988,462	▲179,032
売上原価	1,583,863	1,353,863	▲230,000
売上総利益	583,630	634,598	50,967
連結貸借対照表	修正前	修正後	差額
預け金	-	1,615,000	1,615,000
売掛金	2,035,555	1,374,555	▲661,000
未収手数料（流動資産その他）	496,140	531,867	35,726
仕掛品	1,000,079	79	▲1,000,000

※本試算は、既に開示された期間（2025 年 12 月期及び 2026 年 12 月期第 1 四半期）を対象として、当委員会が現在までに入手した情報及び合理的と判断した一定の前提に基づき算定した概算であり、税金及び税効果（消費税を含む。）は考慮の対象外としている。実際の訂正額は、当社及び会計監査人による今後の検討の結果、本試算とは異なる可能性がある。

※ 各金額は千円未満の端数を切り捨て表示しており、表中の数値の差引きと一致しない箇所がある。

（注）本訂正は、売上高及び売上原価の総額計上の取消しと、差益（手数料）の期間配分によるものである。各取引の差益の総額は変わらないため、未履行の履行義務に対応する部分の計上が留保されることを除き、全期間を通じた営業利益、経常利益及び当期純利益への影響はなく、各期の損益への影響は、手数料の期間帰属の変動（上表の売上総利益の差額）に限られる。

別紙 5 訂正影響試算（純額処理への修正）

（単位：千円）

科目	2025 年 12 月期		
連結損益計算書	修正前	修正後	差額
売上高	8,791,215	7,691,215	▲1,100,000
売上原価	6,677,974	5,577,974	▲1,100,000
売上総利益	2,113,240	2,113,240	-
連結貸借対照表	修正前	修正後	差額
預け金	-	-	-
売掛金	2,640,561	2,640,561	-
未収手数料（流動資産その他）	467,602	467,602	-
科目	2026 年 12 月期第 1 四半期		
連結損益計算書	修正前	修正後	差額
売上高	2,167,494	1,937,494	▲230,000
売上原価	1,583,863	1,353,863	▲230,000
売上総利益	583,630	583,630	-
連結貸借対照表	修正前	修正後	差額
預け金	-	1,000,000	1,000,000
売掛金	2,035,555	2,035,555	-
未収手数料（流動資産その他）	496,140	496,140	-
仕掛品	1,000,079	79	▲1,000,000

※本試算は、既に開示された期間（2025 年 12 月期及び 2026 年 12 月期第 1 四半期）を対象として、当委員会が現在までに入手した情報及び合理的と判断した一定の前提に基づき算定した概算であり、税金及び税効果（消費税を含む。）は考慮の対象外としている。実際の訂正額は、当社及び会計監査人による今後の検討の結果、本試算とは異なる可能性がある。

※ 各金額は千円未満の端数を切り捨て表示しており、表中の数値の差引きと一致しない箇所がある。

（注）本訂正は、売上高及び売上原価の総額計上の取消しと、純額計上への修正によるものである。各取引の差益の総額は変わらないため、全期間を通じた営業利益、経常利益及び当期純利益への影響はない。